

# 唐代前期律令制下の 財政的物流と帝国編成

Financial Distribution and Structure  
of the Empire Under the Early Tang Code

渡辺信一郎

WATANABE Shin'ichiro

はじめに

①政治的中心—周辺構造の編成

②政治的中心—周辺構造と財政的物流編成の構造的特質

③開元二五年の財政転換—全国的物流編成の構造転換と帝国の解体

おわりに

## 【論文要旨】

唐代前期の軍制は、府兵衛士を兵種とする軍府州折衝府系統と防人を兵種とする諸州鎮戍系統との二系統の常備軍によって編成された。軍府州折衝府からの府兵衛士上番による宿衛中央軍の編成と諸州百姓の中から上番・徴募された防人・兵募による辺州都督府・鎮・戍、軍鎮等の境界防衛諸軍の編成とは、独自の中心—周辺構造をもつ軍事編成である。この軍事編成は、中心を構成する兩京と周辺を形成する辺境とにおいて、それぞれに兵士と軍需物資の調達および輸送を必然化した。

前期唐王朝は、租税・徭役として収取される農民的剰余生産物・剰余労働を①入京（中央納入）、②本州納入、③外配（他州・辺境納入）の再分配過程を通じてこの課題を達成し、戸部尚書度支司を中央司令部とし、全国に四十箇所設置された都督府を集配拠点とする独自の財務運営並びに財政的物流編成を構築した。それは、本州で生産された財物を、本州の正役を輸送労働に動員し、指定された需要目的地まで直接に輸送するものであり、市場交換を排除して達成することを原則とした。それは、収取と再分配とが直接的に一致する財務運営であり、輸送労働のために全正丁の半数に及ぶ四〇〇万人の正役労働を動員して達成された。

この財務運営は、開元二一年の漕運改革、開元二五年の関中和糶法の成立、百姓からの徴兵制停止によって、本質的転換をとげる。正役の大半を構成した租税輸送労働が不必要になることにより、正役の備物納入への転換、および養兵経費捻出を必然化し、帝国内部領域の物流圏の自立化傾向を高めた。それは、やがて雇用労働・官健・商人を媒介とする北宋期の財政的物流への転換を準備するとともに、帝国の解体を準備することとなった。すなわち、軍事的拡大傾向—帝国化こそが、租調役体制と帝国の解体をもたらしたのである。

【キーワード】 財政的物流、帝国、供御財政、供軍財政、オイコス

## はじめに

本稿で言う帝国とは、外部諸地域に対して軍事的拡張傾向をもつ国家のことである。中国古代史上にあって、軍事的拡張傾向をもつ典型的な帝国は、前漢と隋唐前期王朝とであった。問題は、この軍事的拡張傾向が、国内のいかなる契機によって必然化されるのかを問うことである。前期唐王朝は、国内の政治的軍事的契機によって中心—周辺構造をもつ内的編成を確立し、この中心—周辺構造の外部展開をつうじて帝国化した。唐代前期の政治的軍事的内部編成を特徴づける諸装置のうち、本稿では、全国土に設置された都督府とそれを拠点として編成された軍事的財政的物流をとりあげて考察する。

唐代前期の軍制は、府兵衛士を兵種とする軍府州折衝府系統と防人を兵種とする諸州鎮戍系統との二系統の常備軍からなり〔渡辺二〇〇三〕、戦役の際には、諸州から臨時に徴募される兵募をくわえて遠征軍が編成され、戦役終結後、現地の要衝に留められた兵力によって軍鎮が設置された〔菊池英夫一九五六、一九六一〕。開元年間、唐帝国は、全国に折衝府五九四、鎮戍五八七、辺境に軍鎮・守捉等六三箇所を設置し（『大唐六典』卷五兵部尚書）、その全兵力は百万人に及んだ。

軍府州折衝府からの府兵衛士上番による宿衛中央軍（十二衛府南衛禁軍）の編成と諸州百姓の中から上番・徴募された防人・兵募による辺州都督府・鎮・戍、軍鎮等の辺境防衛諸軍の編成とは、それ自体が独自の中心—周辺構造をもつ軍事編成である。この軍事編成は、中心を構成する両京と周辺を形成する辺境とにおいて、それぞれに兵士と軍需物資の調達および転運を必然化した。前期唐王朝は、租税・徭役として収取される農民的剰余生産物・剰余労働の再分配過程を通じてこの課題を達成し、戸部尚書度支司を中央司令部とし、全国に四十箇所設置された都督府を集配拠点とする独自の財務運営並びに財政的物流編成を構築した。これらの構造的特質を解明することをつうじて、唐帝国の存立と解体の必然性を述べるのが本稿の目的である。

### ①……………政治的中心—周辺構造の編成

#### (一) 行政的中心—周辺構造

唐は、長安・京兆府と洛陽・河南府とを京師とし、政治的な中核領域とした。別に太原府を北都とし、三都制をとった時期もあるが、唐代をつうじて基本的には洛陽・長安を結ぶ領域が政治的中核領域であった。この中核領域の外縁には三百余りの州府がとりまき、さらにその外縁には約八百におよぶ羈縻州が存在した。『大唐六典』卷三戸部尚書条は、「凡そ天下の州府三百一十五、而して羈縻の州、蓋し八百なり」と述べている。羈縻州は、唐に投降した異民族の首長を都督に任命し、配下の諸民族を統治させるもので、唐から見れば間接支配の統治形態をとる。

三一五州は、いくつかの等級に分けられるが、開元二六年（七三八）撰述の『大唐六典』卷三戸部尚書条は、周辺を構成する辺州として、「安東・平・營・檀・媯・蔚・朔・忻・安北・單于・代・嵐・雲・勝・豊・鹽・靈・會・涼・肅・甘・瓜・沙・伊・西・北庭・安西・河・蘭・鄯・廓・

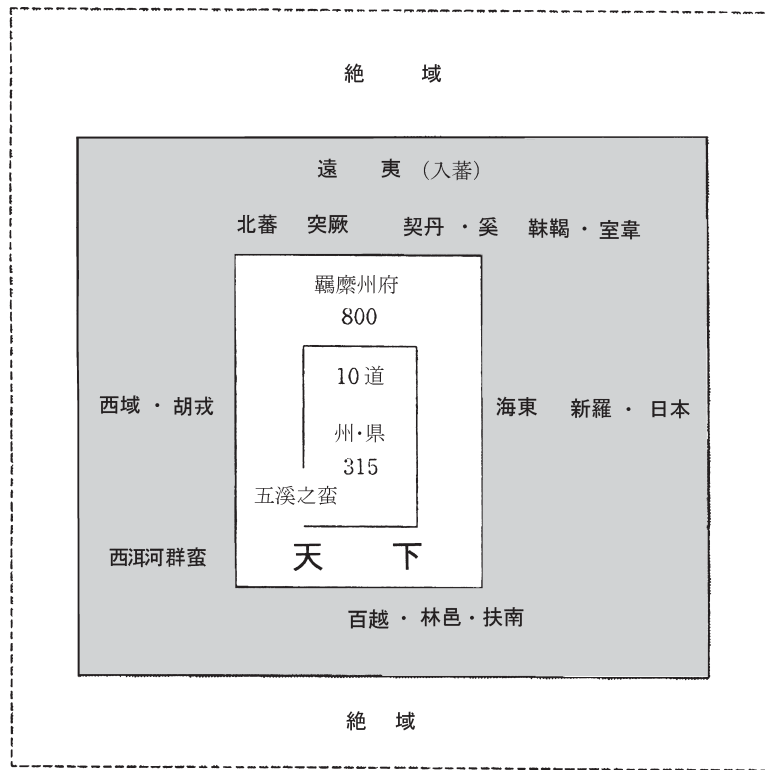


図1 大唐帝国概念図

疊・洮・岷・扶・柘・維・靜・悉・翼・松・當・戎・茂・嶠・姚・播・黔・驩・容」の五〇州をあげている。

また『唐会要』卷二四諸侯入朝条に記す開元十八年（七三〇）十一月勅によれば、「靈・勝・涼・相・代・黔・嶠・豐・洮・朔・蔚・鵠・檀・安東・疊・廓・蘭・鄯・甘・肅・瓜・沙・嵐・鹽・翼・戎・慎・威・西・牢・當・郎・茂・驩・安北・庭・單于・會・河・岷・扶・柘・安西・靜・悉・姚・雅・播・容・燕・順・忻・平・雲・臨・薊等五九州を辺州と規定し、揚・益・幽・潞・荆・秦・夏・汴・澧・廣・桂・安十二州を要州と規定する」とあり、<sup>(1)</sup>五九の辺州と十二の要州とを

表1 開元年間の都護府・都督府・辺州（『大唐六典』卷3戸部）

大都護府	單于・安西・安北	3
上都護府	安南・安東・北庭	3
大都督府	潞州・揚州・益州・荊州・幽州	5
中都督府	涼州・秦州・靈州・延州・代州・兗州・梁州・安州・越州・洪州・潭州・桂州・広州・戎州・福州	15
下都督府	夏州・原州・慶州・豊州・勝州・營州・松州・洮州・鄯州・西州・雅州・瀘州・茂州・嶠州・姚州・夔州・黔州・辰州・容州・邕州	20
辺州	安東・平州・營州・檀州・鵠州・蔚州・朔州・忻州・安北・單于・代州・嵐州・雲州・勝州・豊州・塩州・靈州・会州・涼州・肅州・甘州・瓜州・沙州・伊州・西州・北庭・安西・河州・蘭州・鄯州・廓州・疊州・洮州・岷州・扶州・柘州・維州・靜州・悉州・翼州・松州・当州・戎州・茂州・嶠州・姚州・播州・黔州・驩州・容州	50

あげている。唐が統治する三一五州の領域には、五〇乃至五九の辺州が設置され、直接的統治領域にも内部領域と辺州等の周辺領域との区別があった。

ただ、辺州五九（五〇）州は、周辺領域のすべての州を網羅するものではなく、辺州のほかに都督府や要州と規定される数十州の存在を入れて考慮しなければ、完全なものとはならない。中核領域の外側に展開する内部領域と周辺領域との区分は、下文においてももう少し別の要素をくみいれて分析し、より具体的な領域の画定をおこないたい。

以上のことから、唐代前期律令制下の政治的統治は、①両都中核領域、②内部領域諸州、③周辺領域を構成する辺州（五九州）等、および④羈縻州（約八百州）からなる中心—周辺構造をもっていたことが分かる。この中心—周辺構造のありかたは、百余りの郡を内郡と辺郡とに区分した両漢期の政治的領域編成を原理的に継承するものである。

## （二） 軍事的中心—周辺構造

唐は、さきに述べた行政的な中心—周辺構造に対応して軍事的な中心—周辺構造を編成していた。それは、折衝府系統と諸州鎮戍系統との二つの常備軍、ならびに縁辺諸軍鎮による中心—周辺構造の編成である。軍事的中心を構成するのは、両京師に設置された禁軍であり、とくに両京周辺を中心に華北に偏在する全国約六百の折衝府からの衛士上番によって編成される南衙十二衛禁軍である。この軍事的中心に対し、軍事的周辺を構成するのは、第一に辺境を中心に設置された辺州都督府・鎮・戍等の諸軍の編成であり、都督府・鎮・戍等には、全国諸州から選ばれた防人が上番した。第二には、衛士・防人・兵募を兵種とし、臨時の戦役に際して編成される行軍編成が戦役終了後各地の要衝に駐留させられて常駐軍事組織に展開した辺境諸軍鎮の編成であり、景雲年間から開元初年にかけて増設され、のちに節度使体制構築の基礎となった〔菊池英夫一九五六、一九六一〕。

康楽氏によれば、唐朝の周辺領域には開元年間を中心に都護府・都督府・節度使の配置による内外二層の対外防御圏ができあがっていた。第一は都護府の設置による外層防御圏の編成であり、第二は都督府—鎮戍（鎮・戍・関、烽候）系統と節度使—軍鎮（軍・守捉・城）系統による内層防御

表2 唐開元年間十道都督・都護府一覧（『大唐六典』卷3戸部）

道名	都督名	羈縻州管轄州	遠夷
①関内道	靈州・原州・慶州・延州・夏州・豊州・勝州	靈・原・慶・延・夏	
②河南道	兗州		海東・新羅・日本
③河東道	潞州・代州		
④河北道	幽州・營州・安東	幽・營・安東	契丹・奚・靺鞨・室韋
⑤山南東道	荊州・夔州		
西道	梁州		
⑥隴右道隴右	秦州・鄯州・洮州	秦・鄯・洮・岷	
河西	涼州・西州・北庭・安西	涼・北庭・安西・甘	西域胡戎
⑦淮南道	揚州・安州		
⑧江南東道	越州・福州		
西道	洪州・潭州・黔州・辰州	黔	五溪蛮
⑨劍南道	益州・戎州・松州・雅州・瀘州・茂州・蘄州・姚州	戎・松・瀘・茂・蘄・姚 黎・静・柘・翼・悉・維	西山河群蛮
⑩嶺南道	廣州・桂州・容州・邕州・安南	廣・桂・容・邕・安南	百越・林邑・扶南

圏の編成である [康楽一九七九]。

上記のような政治的・軍事的中心一周辺構造の編成は、中央軍と周辺諸軍への兵士・軍糧・装備の補給を要求し、それらを担保する広域的な財政的物流を必然化する。では、このような広域的物流編成は、いかにして可能となったのか。

## ②……………政治的中心一周辺構造と財政的物流編成の構造的特質

### (一) 内部領域諸州と周辺軍事諸州との大規模広域編成

唐代律令制下の全三一五（三一六）州は、租庸調等として収取した租賦税物を中央政府に貢納するか否かによって二種類に分類することができる。唐王朝は、諸州から中央政府に貢納される絹布を九等に区分していた。『大唐六典』卷二十太府寺条の記述にもとづいて作成した表3「唐代諸州絹布等級表」によれば、三一六州のうち中央太府寺に九等の絹布を貢納していたのは、一四二州のみである。これにもとづいて、賦物を中央に貢納する貢賦州と貢納しない非貢賦州とを区別して一覧にしたのが表4「唐代の貢賦州府と非貢賦州府」である。『大唐六典』太府寺条に記す諸州は、すべて三一六州であるが、そのうち貢賦州は一四二州であり、それ以外の一七四州は中央へ租賦税物を貢納しない非貢賦州であった。これを唐代の行政地図に落としてみると図2「唐代開元年間の貢賦州（課調州）と非貢賦州（無課調州）ならびに都督府」のようになる。実線の内側が貢賦州、

表3 唐代諸州絹布等級表（『大唐六典』卷20 太府寺条）

	絹	紵	火麻	貨
第1等	宋・亳	復	宣・潤・沔	黄
第2等	鄭・汴・曹・懷	常	舒・滑・黄・岳・荆	廬・和・晋・泗
第3等	滑・衛・陳・魏・相・冀・ 德・海・泗・濮・徐・兗・ 博・貝	楊・湖・沔	徐・楚・廬・壽	絳・楚・鄴
第4等	滄・瀛・齊・許・仙(汝)・ 豫・棣・郟・深・莫・洛・ 邢・恆・定・趙	蘇・越・杭・ 青・廬	禮・朗・潭	澤・潞・沁
第5等	潁・淄・青・沂・密・壽・ 幽・易・申・光・安・唐・ 隨・黄	衢・饒・洪・ 夔		京兆・太原・汾
第6等	益・彭・蜀・梓・漢・劍・ 遂・簡・綿・襄・襄(梁)・ 鄧	郢・江		襄(梁)・洋・ 同・岐
第7等	資・眉・邛・雅・嘉・陵・ 閬・普・璧・集・龍・果・ 洋・渠	台・括・撫・ 陸・歙・虔・ 吉・温		唐・慈・坊・寧
第8等	通・巴・蓬・金・均・開・ 合・興・利・泉・建・閬	泉・建・閬・ 袁		登・萊・鄧
第9等				金・均・合

表4 唐代の貢賦州府と非貢賦州府（『大唐六典』卷20 太府寺条）

	貢 賦 州 府	非 貢 賦 州 府
関内道 (22)	京兆・華*・同・岐・坊・寧(6)	邠・隴・涇・邠・丹・延・慶・塩・原・会・靈・夏・豊・勝・綏・銀(16)
河南道 (28)	汝(仙)・鄭・汴・許・鄆・豫・潁・陳・亳・宋・曹・滑・濮・齊・泗・沂・淄・徐・兗・青・萊・登・密・海(24)	河南府・陝・蔡・濟(4)
河東道 (19)	太原・潞・澤・晋・絳・蒲*・慈・汾・沁(9)	魏・隰・石・儀・嵐・忻・代・朔・蔚・雲(10)
河北道 (25)	懷・衛・相・洛・邢・趙・恆・定・易・幽・莫・瀛・深・冀・貝・魏・博・德・滄・棣(20)	薊・檀・營・平・安東(5)
山南道 (33)	荊・襄・鄧・復・郢・隨・唐・均・金・梁(襄)・洋・通・開・壁・巴・蓬・渠・合・興・利・集・閬・果(23)	商・峽・滎・房・夔・万・忠・滑・渝・鳳・(10)
隴右道 (21)	(0)	秦・渭・成・武・洮・岷・疊・宕・河・蘭・鄯・廓・涼・甘・肅・瓜・沙・伊・西・北庭・安西(21)
淮南道 (14)	楊・楚・和・壽・廬・舒・蕪・黃・沔・安・申・光(13)	濠(1)
江南道 (51)	潤・常・蘇・湖・杭・歙・睦・衢・越・婺・台・温・括・建・閩・泉・宣・饒・撫・虔・洪・吉・袁・江・岳・潭・澧・朗(28)	邠・鄂・汀・衡・永・道・邵・辰・削・錦・施・南・思・溪・叙・黔・費・業・巫・夷・播・漆・珍(23)
劍南道 (33)	益・蜀・彭・漢・綿・劍・龍・梓・遂・普・資・簡・陵・邛・眉・雅・嘉・瀘*(18)	榮・戎・黎・茂・扶・文・当・松・靜・拓・翼・悉・維・喬・姚(15)
嶺南道 (70)	広*・端*・康*・封*(4)	循・潮・漳・韶・連・岡・恩・高・春・辯・瀧・新・潘・雷・羅・儋・崖・瓊・振・桂・昭・富・梧・蒙・賀・巽・象・柳・宜・融・古・巖・容・藤・義・竇・禺・白・廉・繡・党・牢・巖・鬱・林・平・琴・邕・賓・貴・横・欽・潯・濱・籠・田・武・環・澄・安南・驩・愛・陸・峯・湯・長・福・祿・龐(66)
316	142	174

\*印の州は、等級表には載せられていないが、『大唐六典』卷3戸部郎中・貢賦条に調物の記載があるもの。華州(綿絹)・蒲州(綉)・広州(紵布)・端州(蕉布)・康州(落麻布)・封州(落麻布)であり、綿絹・紵布を除いて、特殊な織物であり、貢賦物に近いものなので等級から除外されたのであろう。

外側が非貢賦州の領域である。

この地図には、さらに先ほど指摘した辺州ならびに都督府を落してある。中都督府の半数とすべての下都督府、および辺州が非貢賦州の領域に包摂され、その重要な構成部分であることが、一目瞭然に見て取れるであろう。非貢賦州は、中央へ租賦税物を貢納しない州であるから、その他の地域へも基本的に租賦を輸送しない地域であることが推定できる。すなわち唐代の州は、軍事・財政の観点から、つぎの二類型に分類しうるのである。第一類型は、剰余生産物(調庸物・租穀等)を京師中核領域と周辺領域諸州へ再配分する内部領域諸州(「内州」, 課調州)であり、第二類型は剰余生産物を京師中核領域に貢納しない周辺軍事諸州(辺州, 無課調州)である。この二類型の諸州は、地図上にははっきり示されているように、中心一周辺構造をもっている。

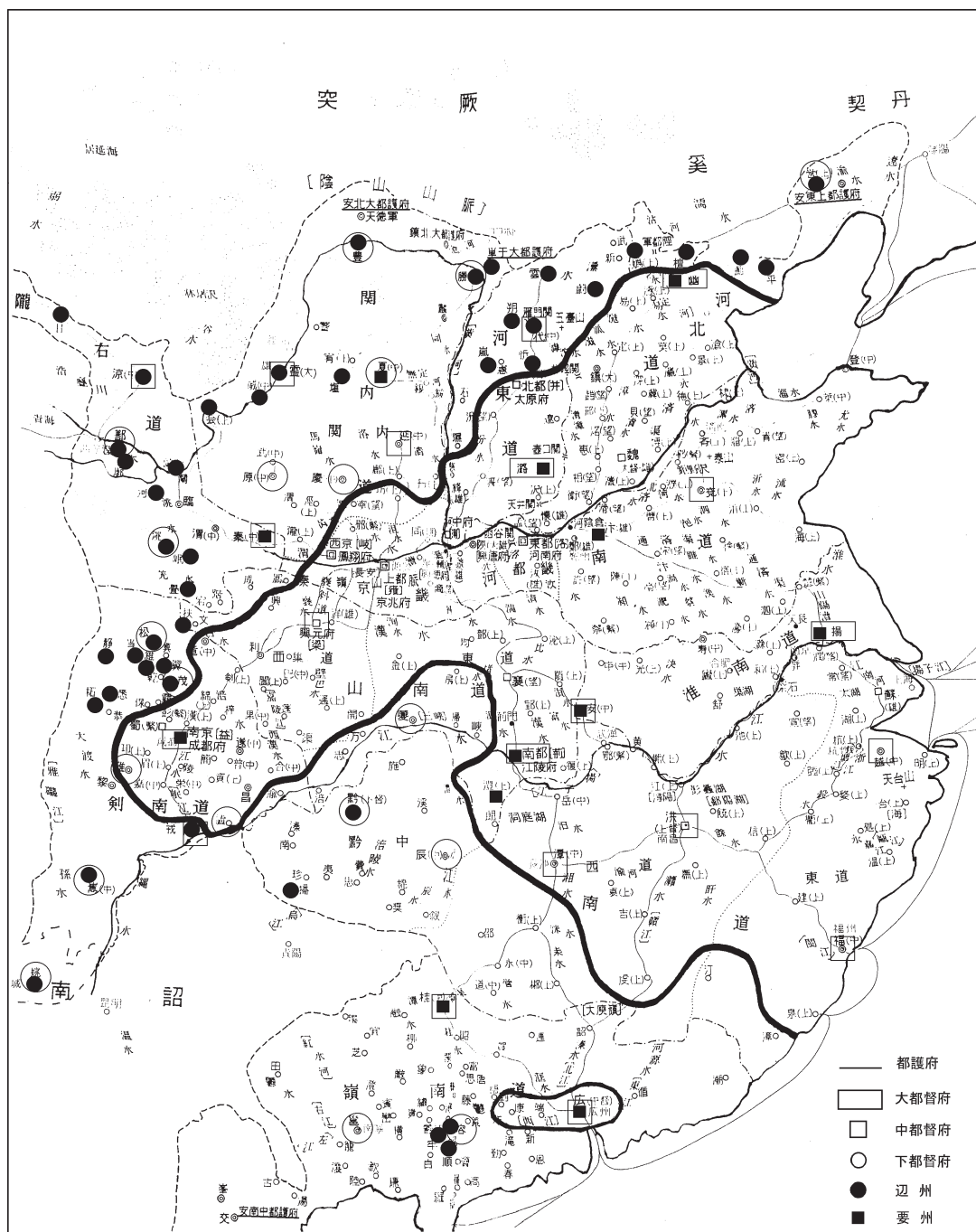


図2 唐代開元年間の貢賦州と非貢賦州ならびに都督府（『大唐六典』卷20 太府寺条）  
（松田寿男・森鹿三編『アジア歴史地図』平凡社「唐の境域」を原図として作成）

## （二） 供御財政と供軍財政——中核領域と周辺領域における財政的物流編成

前節で分析したことは、『大唐六典』卷三戸部尚書度支郎中条のつぎの規定からも確かめられる。度支郎中条にはつぎのごとくある。

およそ財物のなかで精巧なものとは、中央に近い地方のものとは、中央に納入する〔司農寺・太府寺・将作監・少府監等に納入・支出するものを言う〕。粗悪なものとは、首都から遠い地方のものとは、軍隊に納入する〔辺軍および諸都督府・都護府に納入・支出するものを言う〕。皆なその距離・時間・数量・品質を考量して、職務を統括する（凡物之精者與地之近者以供御〔謂支納司農・太府・将作・少府等物〕，物之固者與地之遠者以供軍〔謂支納邊軍及諸都督・都護府〕，皆料其遠近・時月・衆寡・好惡，而統其務焉）。

すなわち、租賦のうち高品質および両都に近接する地域の物資は中央政府に輸送し、供御（中央）財政を編成し、低品質および両都から遠い地域の物資は辺境都督府・都護府・辺境軍事組織に輸送し、供軍（辺境軍事）財政を編成するのである〔李錦繡一九九五，渡辺一九九六〕。ここでは、供軍財政の中核組織として都督府・都護府があがっていることに注意を喚起しておきたい。

この記述から、第一に経費を外部依存する両京中核領域と軍事諸経費を外部依存する周辺軍事領域（一七四州），第二に両京中核領域と周辺軍事領域とに財政物資を輸送する内部領域諸州（一四二州），第三に戸部尚書度支司を司令部とする両京中核領域・周辺軍事諸州と内部領域諸州との財政的物流編成による相互依存関係，それを基礎とする国土の広領域編成の構築を確認することができる。

このことは、さらに唐代の財政運営に関する基本法規である「賦役令」中の規定によっても確かめることができる。賦役令は、財物の輸送形態を①入京・送京〔供御財政〕と②本州納入，および③外配〔他州への送運〕の三類型に区別している。たとえば、復原第四条（唐3）および復原第七条（唐5）にはつぎのような規定がある。

復原第四条（唐3）「租の輸送は、各州の収穫時期の早晚により、路程の難易・遠近を勘案し、順次配分する。各州での収穫が終われば出発させ、十一月から輸送を開始し、正月三十日までで完納させる。〔水運を利用する江南諸州については、冬期に水量が少なく、早瀬を遡行することが困難な場合、四月以後に輸送を開始し、五月三十日までで完納させよ〕。租を自分の州に輸納する場合は、十二月三十日までで完納させよ。もしアワを産出しない土地で、稲・麦を納入する場合には、この期限にこだわらず、成熟して収穫したらただちに納入させよ。自分の州に納入するものでまだ倉庫に貯蔵していないうちに、および外地への輸送分でまだ出発しないうちに、死去した者がいれば、ならびにその租を返却せよ（諸租，准州土收穫早晚，斟量路程險易遠近，次第分配。本州收穫訖發遣。十一月起輸，正月三十日納畢〔江南諸州從水路運送之處，若冬月水淺，上灘艱難者，四月以後運送，五月三十日納畢〕。其輸本州者，十二月三十日納畢。若無粟之鄉輸稻麥者，隨熟即輸，不拘此限。納當州未入倉窖，及外配未上道，有身死者，並却還。）」

ここには、本州に納入される租物（輸本州）と本州以外の地に移送される租物（外配）との区別がある。

復原第七条（唐5）「租庸調の輸送にあたり、京師への送付および辺境への配備を義務付けられているものは、それぞれ州の判司を派遣して隊長とし、輸送隊を編成させよ。租物は、なお県丞以下を選んでその次官（小隊長）とせよ。（本州で）車を雇いあげて他者に輸送させたり、（納入地域で）任意に穀物を購入して納入したりしてはならない。もし分配指定後に欠損が出



て額に満たない場合、および増減・改廃があって城鎮への輸送に期限を失した場合、あらためて処置する必要があるれば、度支司からかさねて上奏し、処理せよ（諸輪租調庸、應送京及外配者、各遣州判司、充網部領。其租、仍差縣丞以下為副。不得俶旬隨便糶輸。若支配之後、損闕不充數、及増減廢置、入城鎮輸納早晚、須別回改者、度支申奏處分。）」

ここには租物のみならず、調庸物をもふくめて、中央京師への貢納（送京）と城鎮を中心とする外部辺境軍事領域への移送（外配）が指示されている。

さらに復原三二条（唐 23）・復原三四条（唐 25）によれば、正役にも租調庸物同様に入京と外配の規定があり、財物のみならず労働力（人間）の貢納・移送についても適用されていたことが分かる。

復原三二条（唐 23）「丁・匠が役に赴くときには、皆な詳細に名簿を作成し、到着の五日前までに、あらかじめ名簿を尚書省に送付しておき、丁・匠を配分せよ〔以上入京規定〕。外配するときは、便使によって名簿を外配地に送付しておき、丁・匠を送り出す州と外配地の作所とが相互に了解した上で役を徴発することを許す。徴発は、皆な就役地の近距離の地域からはじめて遠距離の地域に及ぼし、名簿によって丁・匠を配分せよ。（諸丁匠赴役者、皆具造簿、於未到前五日內、豫送簿尚書省分配。其外配者、便送配處、任當州與作所、相知追役。皆以近及遠、依名分配。）」

復原三四条（唐 25）「租調庸及び丁・匠のうち、京師に納入すべきもの、もしくは他の地に配分すべきものは、尚書省からあらかじめ本道に命じ、別途近隣の州に通知させ、旅程の遠近を考慮し、順次に期限をさだめ、前後の重なりを回避させ、通行を停滞させてはならない。運河を経由する租、および水運による租についても、また水が凍る前に、倉庫に到着させ、収納せよ。（諸租調庸及丁匠、應入京若配餘處者、尚書省預令本道、別於比州相知、量程遠近、以次立限、使前後相避、勿令停壅。其租、若路由關河、及從水運者、亦令水未凍前、到倉輸納。）」  
〔渡辺二〇〇五、天一閣博物館二〇〇六〕

このように供御財政と供軍財政は、賦役令に規定する入京、外配の物流指令をつうじて組織的に編成されたのである。

ただ供御財政は供軍財政に随時流用され、両者は固定的ではなかった。たとえば陳子昂は、江南・淮南諸州の租穀が中都洛陽（鞏・洛）に運ばれて供御財政を編成する予定であったものが、鞏州・洛州からあらためて滄州・瀛州方面へ一〇〇万石を転送し、幽州軍糧、すなわち供軍財政に流用しようとしていることを指摘している。また『白孔六帖』卷五七軍資糧条に引く「度支式」によれば、「供軍財物を負担すべき道次の州郡で、倉庫に財物がない場合、毎年支出する租庸調及び運送費をすべて本州に納入（して供軍に充当）せよ。もしその州で不足するなら、他の州からの入京すべき庸調物を供軍に流用し、兵士の冬季裝備として分配せよ（又度支式。供軍道次州郡、庫無物者、毎年支庸調及租并脚、並納本州。如當州不足、以餘州應入京庸調、便配重裘挾纈）」とあり、本州・他州の入京庸調物（供御財物）の供軍財政への流用規定がみえる。さらに武后期から開元初期にかけての軍鎮設置増大にともなう兵士への衣賜支給の増加に対応して、帝賜による国庫から供軍財政への醸出もままおこなわれた〔清木場東一九九七〕。

また、入京（供御）用庸調錢物は、州県の地方経費に転用することも認められていた。天聖令倉

庫令不行令（唐19）につきのようにある。

州県が官物を用いなければならないときは、京師に納入すべき錢物を充当せよ。足りなければ、正倉の穀物を充当せよ。年末に帳簿を上申せよ（諸州縣應用官物者、以應入京錢物充。不足、則用正倉充。年終申帳）。

この令文は、入京錢物の州県経費への転用を認め、使用后、年度末に戸部尚書へ報告することだけを指示している。このことは、州県に経費見積りの制度がなかったことを明示している。地方州県経費は、中央政府と周辺軍事領域における租税再分配を指令する支度国用（財務計画）からは除外され、必要時に供御財政から転用されたのである。このような州県経費の存在は、唐代前期の予算制度と呼ばれるものが、きわめて制約されたものであったことを示している。

唐賦役令は、①尚書・度支による収取見積りと再分配計画を規定する第一条から第一〇条、②課（租・調）役の免除を規定する第十一条から第二七条、③正役の徴発見積りと分配計画を規定する第二八条から第四七条、およびその他規定（第四八条～第五十条）の四部分に区分することができる。第一・第三部分の租調庸および正役の徴収と再配分を指揮するのが度支司による毎年の支度国用（財務計画）である〔大津透二〇〇六〕<sup>(3)</sup>。第二条・第二八条によれば、度支司は、①毎年各州から上申される計帳（戸籍）にもとづいて、穀物・反物・繊維素材、および労働力の収取・徴発見積りをおこない、それらを全国的に再分配する計画を立て、全国に指令する。賦役令は、これを「支配」という言葉で表現している。その支配のあり方、すなわち各州からの租庸調それぞれの収取・再分配の規定（第四・七・三四条）をまとめると、つぎのようになる。

租穀(1) 本州倉納入指令（第四条）

(2) 外配（本州以外の指定地への配送指令）（第四条・第七条・第三四条）

(3) 送（入）京（首都配送指令）

調庸(1) 外配（本州以外の指定地への配送指令）（第七条・第三四条）

(2) 送（入）京（首都配送指令）（第七条・第三四条）

正役(1) 外配（首都以外の指定地へ配送指令）（第三二・第三四条）

(2) 送（入）京（首都配送指令）（第三二条）

これによれば、調庸物・折納物（反物・繊維素材）はすべて本州から直接再分配して、基本的には首都と辺境軍事拠点へ輸送されたことが分かる。正役もすべて中央的需要にもとづき首都もしくは外州へ分配された。これは、本州の地方的力役需要が雑徭でまかなわれたことと対応する。ただ租（穀物）だけは、官僚給与と交通・通信経費のために本州へ納入されることがあった。総体として言えば、地方に独自の財源と経費とがあるわけではないので、地方財政は存在せず、全国土が単一に組織された国家財政が存在するだけである。

この度支による広域物流編成には、もう一つ注意すべき特質がある。それは、国家による財物の輸送が商人・市場交易を排除して行われたという事実である。

第一に指摘しておきたいのは、輸送労働力の来源である。それは、年間約四〇〇万人の正丁を輸送労働（輸丁）に動員して実行された。後述するように開元二一年（七三三）の裴耀卿の漕運改革提案において、開元年間には国家に登録された全正丁約八〇〇万丁の半数にあたる四〇〇万丁を財物輸送に動員したと述べている（『通典』卷一〇食貨一〇漕運条）。

第二に、貢納物である反物・繊維素材はその土地の生産物（郷土所出）を原則（第二条）とし、租物である穀物も「土毛」、すなわちその土地の生育物の納入を原則（第五条）とした。<sup>(4)</sup>すなわち租調庸の財物は、本州における生産物を本州の正丁が指定された目的地まで輸送することを原則としたのである。したがって、その具体的措置として前掲復原唐令第七条には「僦勾隨便糶輸」禁止規定が設けられている。

「僦勾」とは、租税輸送に際し、州県がその管轄地内で車を雇いあげて、他者に輸送させることである。『唐律疏議』卷十五厩庫律に「およそ監臨主守の官（州県・鎮戍・折衝府等の判官以上の官及びその担当書記の吏）は、皆な統治領域内において、車を雇って租税課物を輸送してはならない。違反者は、利得物を計算し、贓罪に処す（諸監臨主守之官、皆不得於所部、僦運租税課物。違者、計所利、坐贓論）」とあり、疏議に「およそ課税物については、監臨主守の官は、皆な統治領域内において、車を雇いあげて商人に輸送させてはならない。違反者は、利得物を計算し、贓罪に処す。人間と家畜の食料以外は、皆な利得物とする（凡是課税之物、監臨主守、皆不得於所部内、僦勾客運。其有違者、計所利、坐贓論。除人畜糧外、並爲利物）」と解説する。地方官が商人と結託し、領内から採取した租税の輸送をまかせ、商業行為をおこなわせて商業利得を得ることを禁止したものである。

「隨便糶輸」とは、あらかじめ別の商品を輸送し、租税輸送指定地域に到着してから、それを元手に穀物・反物などを購入し、租税として納入することである。『唐律疏議』卷十五厩庫律に「およそ課税物の輸送にあたり、不法に財貨を携帯し、輸送目的地に着いたところで、交易して課税物に充当したときは、杖一百とする。輸送隊長が事情を知っている場合は、同罪とする（諸應輸課物、而輒齎財貨、詣所輸處、市糶充者、杖一百。將領主司知情、與同罪）」とあり、疏議に「輸送すべき課税物は、皆な課税物を生産した地域から、輸送目的地まで輸送しなければならない。もし不法に財貨を携帯し、輸送目的地に着いたところで、交易して課税物に充当したときは、杖一百とする。財貨を輸送目的地まで携帯し、交易した状況を輸送隊長が知っていたならば、輸送者と同罪とする。たとえ一人だけが交易して納入した場合でも、またこの罪に処す（應輸送課物者、皆須從出課物之所、運送輸納之處。若輒齎財貨、詣所輸處、市糶充者、杖一百。將領主司、若知齎物於送納之所市糶情、與輸人同罪。縱一人糶輸、亦得此罪）」と解説する。

「僦勾隨便糶輸」の具体例を、陳子昂は、つぎのように指摘している。

現在、江南・淮南諸州からの租船数千艘が、すでに鞏・洛地域に到達し、総計百餘万斛にのぼっている。担当官司は、これを借りて幽州に向かわせ、軍糧に充当させようとしている。船夫たちはおおむね客戸（商人等）・浮浪・無頼など様ざまな人間で、家を出発するときには、ただ洛陽に往くだけの旅支度をする。今洛陽に到着したところで、さらに強制的に幽州に往かせるならば、幽州は洛陽から二千餘里あり、還るのにまた二千餘里かかる。凍てつく寒冷の折に、船夫にはまったく衣食の支度もなく、國家もまったく哀れみをかけず、ただ到着期日だけをしっかりと守らせるので、丁夫たちは皆なひどく愁嘆しているとのことである。また諸州の輸送隊は、以前よりおおむね車を雇いあげて（別の財貨を）輸送し、洛陽で穀物を購入して納入している。今もしこのような手法をもちい、滄・瀛地域に到着したところで穀物を購入して納入したならば、山東地域の米価は必ず一斗二百文以上に上昇し、百姓がきつと騒ぎ出すだろう。

……（『陳伯玉文集』卷八「上軍国機要事」 原文は注(2)参照）。

度支司が収入見積りと再分配計画および統一的物流指令をおこない、州県が正丁を用いて輸送を担当する財政的物流から、商業的流通を徹底的に排除し、物価変動の混乱を無くしようとする姿勢がここにはある。と同時に、現実には船夫（丁夫）には、商人層をふくむ客戸・浮浪・無頼など様ざまな人間が充当され、財物の輸送にも、不法ながら市場交易が介在したことが事実としてあった。しかし、財政的物流から市場交易を排除し、物価の安定を維持する措置は、前漢武帝期に成立した均輸平準法に由来するものであり、中国古代帝国の財政的物流の一貫した原則であった〔渡辺一九八九〕。

戸部尚書度支司による支度国用制度を予算制度であるとみなす見解が主流である〔大津透二〇〇六、陳明光一九九一、李錦繡一九九五〕。収入見積りをおこなう点からいえば、予算といえなくもない。しかしそれを過大評価すると、中国古代の財政運営の本質を見誤るであろう。度支による財政的物流、財物の再分配指令は、本州で生産された財物を、本州の正役を輸送労働に動員し、指定された需要目的地まで直接に輸送するものであり、市場交換を排除して達成することを原則とした。それは、市場経済とは別次元において組織的に編成される軍国財政（供御財政と供軍財政）であり、地方経費をその対象からはずし、予算と対になる決算制度を欠き、さらに予算制度の本質的契機をなす収支均衡のための調整制度をも欠いている。それは、予算制度とは異なる財務運営である。その特質を以下に考えてみよう。まずその天宝年間におけるある年度の全体像について示せば、つぎのような構成をもっていた。

〔天宝年間の財政実態 年間総額五四八〇万〕<sup>(5)</sup>

①供御財政 二四〇〇万

- 粟 三〇〇万（絹布に代替して収取し、両京の蔵庫に納入 入京・供御）
- 粟 三〇〇万（米豆に代替して収取し、尚食に供給して宮廷の食用とするため、及び中央諸官司の食用に供給するために京倉に納入 入京・供御）
- 粟 四〇〇万（江淮からの廻造米を京師に納入して義倉米〔保険的経費〕とし、また中央官僚の俸禄及び中央諸官司使用穀物に充当 入京・供御）
- 布絹綿 一三〇〇万（西京へ納入 入京・供御）
- 布絹綿 一〇〇万（東都へ納入 入京・供御）

②供軍財政 一三五〇万

- 粟 一九〇万（諸道節度使軍糧 外配・供軍）
- 布絹綿 一一〇〇万（諸道節度使軍事経費、及び軍糧買付け元本 外配・供軍）
- 銭 六〇餘万（諸軍州軍糧買付け元本 外配・供軍）

③当州財政 一五三〇万

- 粟 五〇〇万（当州官僚俸禄、及び交通・通信用穀物 本州）
- 粟 八九〇万（当州穀倉に貯備して義倉米〔保険的経費〕とする 本州）
- 銭 一四〇万（諸道州官僚給料、及び駅馬購入経費 本州）

④その他財政 二〇〇万

- 布絹綿 二〇〇万（遠小州の官僚給料、及び交通・通信経費 外配）

これによれば、天宝年間にあつては、総計五四八〇万の財物の大半が全国的な財政的物流編成によって中央と辺境に再分配されたのであり、その編成をまとめるならばつぎのとおりであった。

- (1) 京師中核領域は、二四〇〇万の財物を①入京によって内部領域諸州に外部依存し、宮廷用食料、中央官司食料、官人給料、備蓄を確保する。
- (2) 内部領域諸州は、①入京②本州③外配の財政的物流をつうじて穀物・反物・鑄貨を移送し、全帝国の財政・軍事を支える。
- (3) 周辺領域諸州は、②本州納入以外は、一五五〇万の財物を内部領域諸州からの③外配に外部依存し、主として軍事経費・軍糧を確保する。
- (4) 度支司の広域物流編成は、商人・市場取引を排除し、百姓正役を動員して行われる公権力による財政的物流である。

それは、戸籍を通じて国家に隷属する農民百姓からの剰余生産物・剰余労働を国家が直接に収取し、それを中央の尚書省・度支司が立てた分配計画にしたがい、百姓を輸送労働力に動因して、財政需要目的地へ直接に再分配するシステムである。

尚書省・度支司による支度国用制度は、租税の収取と再分配とが不可分に一体化しており、予算・決算、収支補正—均衡調整をとまなうような予算制度とは次元を異にする制度である。あえて概念化すれば、それはオイコス財政と呼ぶものである。M・ウェーバーは、「需要充足が家に所属する者または家に隷属する労働力によって——原理的には——自給充足されること、しかもこの場合、物的生産手段が交換を介することなしにこれらの者の使用に供されること、にあるものと考えたい。……決定的なことは、常に、オイコスのための形成原理が『財産の利用』にあり、『資本の増殖』にあるのではない、という点である。『オイコス』は、その決定的な本質からすれば、——需要充足という目的のために個々の営利経済的経営がオイコスに編入されていることがあるとしても——組織化された需要充足を意味している」(世良晃四郎訳『支配の社会学』I, 創文社, 一九六〇年, 一五三頁)と述べる。オイコス概念は、個人的な大家計の需要充足を本源とするが、そのみならず、経済を第一次的目標としない政治団体や国家の組織的な需要充足にも適用されており、それは古代中国の財務運営の特質にも基本的に一致する。

このオイコスは、中国古代国家においては、二つの次元を区別することができる。第一に、すでに述べたことがあるように、全帝国領域および外域から中央に貢納される貢献物——半製品または素材物により、少府監・将作監等の中央作事官府において礼制的服飾・食品・薬剂・建造物・調度などに製品化され、皇帝を中心とする帝国中枢の政治的身体を再生産する次元、すなわち帝国オイコスであり、これは外部から中心へ向かう物流の運動を主側面とする[渡辺一九九六]。第二に、皇帝が実効的に支配する天下領域三一五州において収取される租税・労働力を本州・外配・入京の物流指令をつうじて天下領域全体を再生産する次元であり、これは内部領域から中心へ向かう運動と内部から外部周辺領域へ向かう運動との両側面をもつ。唐帝国は、市場経済を排除した、この二つの次元の組織化された需要充足方式(オイコス)によって、全帝国領域と専制国家の再生産を実現するのである。

### （三）「儀鳳三年（六七八）度支奏抄・四年金部旨符」その他に見る財政的物流

これまで検討してきたのは、律令法の規定次元における財政的物流であった。ここではそのより具体的な様相を見ることにしよう。それは、大津透氏によって復原された「儀鳳三年（六七八）度支奏抄・四年金部旨符」（以下「度支奏抄」と略す）とそれに基づく研究である。大津氏は、唐代律令制下の財政の特質として中央財政の編成と辺境軍事財政の編成とに明瞭な区別があったことを指摘した〔大津透二〇〇六〕。この点については、上述してきたとおり、大津氏の理解が正しいことを確認する。ここでさらに問題にしたいのは、復原された度支奏抄およびその他の史料中に現れる財政的物流の具体的な動態である。そこには、以下にあげるような七つの財政的物流実態が厳存する。

#### （1）嶺南諸州から東都洛陽への財政的物流

度支奏抄には、第一に、嶺南諸州の課税物が桂州都督府・広州都督府に輸送され、両都督府管内で使用する自給経費以外の財物がさらに東都洛陽へ転送され供御財政を構成する事例がある（大津<sup>(6)</sup>①）

第二に、交州以南の諸州課税物が交州都督府に送付され、交州都督府管内の諸州軍糧に充当される。この管内自給軍糧以外の財物が東都洛陽に転送され、供御財政を構成する事例がある（前掲註（6）大津<sup>(6)</sup>②）

#### （2）揚州都督府を集配拠点とする江淮諸州から東都洛陽への物流

度支奏抄には、江淮諸州の庸調物が揚州都督府に送付され、揚州都督府からさらに転運して東都洛陽に納入し、供御財政を構成する事例がある（前掲註（6）大津<sup>(6)</sup>③）

この財政的物流は、『唐書』卷五三食貨志三にも「江淮流域から租米を漕運し、東都に運んで含嘉倉に納入する（江淮漕租米，至東都輸含嘉倉）」とあり、租穀部分については、伝来の文献でも確かめられる。

#### （3）洛陽以東諸州から洛陽への物流

含嘉倉遺跡出土銘磚には、洛陽含嘉倉への洛陽以東諸州租米の輸送と貯備の実態が記されており、邢州・冀州・徳州・魏州・滄州（河北道）、濮州（河南道）、楚州・滁州（淮南道）、蘇州・越州（江南道）からの納入を記録している（洛陽市博物館一九七二，洛陽市文物工作隊一九九二，礪波護一九八〇，清木場東一九九六）。

また『旧唐書』卷三七五行志は、開元十四年（七二六）七月、漕水の氾濫により、揚・壽・光・和・廬（淮南道）・杭（江南道）・瀛・棣（河北道）等諸州の租米一七万二八九六石ならびに錢絹雜物等が漂失したこと、開元十八年六月の漕水の氾濫により、揚・楚（淮南道）・淄（河南道）・徳（河北道）等の州の租船が損害をこうむったことを記録している<sup>(7)</sup>。これらは、江淮流域のみならず、東都洛陽以東の諸州から租米・庸調物が洛陽に納入されたことを示す事例である。この財政的物流は、『大唐六典』卷三戸部尚書倉部郎中条に「東都洛陽以東の租は、東都の含嘉倉に納入する。含嘉倉から転運し、西京長安の太倉に貯備する（凡都之東，租納於都之含嘉倉。自含嘉倉轉運，以實京之太倉）」とあって、伝来の文献でも確かめられる。

#### （4）涼州都督府を集配拠点とする劍南諸州から隴右・河西地域への物流

度支奏抄には、劍南諸州の庸調物が涼州都督府へ送付され、涼州都督府からさらに瓜州・伊州の貯備物四万段が転送され供軍財政を編成する事例がある（前掲註(6)大津<sup>⑦</sup>）。

伝来の文献では、陳子昂が、劍南道諸州から隴右・河西地域へ軍糧が送付され供軍財政を編成したこと、ならびに劍南道諸州から同一道内の松・潘等都督州へ、あるいは同昌軍・松・茂・翼等諸州へ軍糧を輸送したことを記録しており、度支奏抄の記述を裏書している<sup>(8)</sup>。

度支奏抄をはなれて、別の文献・出土文字資料を参照すると、つぎのような物流実態が把握できる。

(5) 河北海運使による東北海運

近年村井恭子氏によって明らかにされた渤海湾をめぐる財政的物流である〔村井恭子二〇〇六〕。

第一は、大運河水運により滄州海口まで輸送し、そこから海運によって營州都督府へ納入する事例である。海運使は幽州節度使(大都督)が兼任し、海運にかかわる水夫は、滄・瀛・貝・莫・登・萊・海・泗・魏・徳等十州から五千四百人が選抜され、うち三千四百人が海運に、二千人が水運に用いられた<sup>(9)</sup>。

第二は、山東半島北岸の萊州蓬萊鎮から海運により遼東半島の安東都護府都里鎮へ防人の軍糧を送付する事例がある<sup>(10)</sup>。

第三に、幽州(都督府)から水運によって平州へ財物を運ぶ事例がある<sup>(11)</sup>。

(6) 朔方道水陸運使(六城水運使・代北水運使)による西北水運

近年丸橋拓充氏が明らかにした黄河水運による財政的物流であり、唐後半期にもより重要性を増して継承された〔丸橋拓充二〇〇六〕。私見によれば、六城は朔方道管内の東西中三受降城・単于城・安北城・定遠城であり、西北水運は、靈州から勝州にいたる黄河の西河・北河流域の水運による財政的物流圏の編成である<sup>(12)</sup>。勝州は都督府所在地であり、朔方道水陸運使は勝州都督府長史の兼任であった。また六城水運使も当初靈州都督府長史が兼任した。この点から言えば、西北水運は、両都督府を始発・終着拠点とする水運体系でもある。この水運体系は、すでに北魏期に確立していたもので、唐代の西北水運はそれを継承するものである〔渡辺二〇〇二〕。

(7) 長江中下流水運

『大唐六典』によれば、澧州・荊州(大都督府)から揚州(大都督府)への水運、および荊州・夔州から黔州(下都督府)・播州への水運が記述されており、財政的物流圏の存在を指示している<sup>(13)</sup>。

以上七つの財政的物流の動態、物流圏の存在を総体的に観察すると、そこには一本の輸送分界線とそれによって区画された二つの物流圏の存在が浮びあがる。第一の物流圏は、東都洛陽を終着点とし、揚州大都督府・荊州大都督府・幽州大都督府等を物流拠点とする河北・河南・淮南・江南・山南道を圏域とする財政的物流圏であり、第二の物流圏は、西京長安を中核とし、益州大都督府・涼州中都督府・靈州中都督府・秦州中都督府等を物流拠点とする関内・河東・劍南・隴右道を圏域とする財政的物流圏である。両者は基本的に分断されており、京師長安と東都洛陽との両都間、とりわけ洛陽から長安への財政的物流によってのみ連結されているだけである。『大唐六典』卷十九

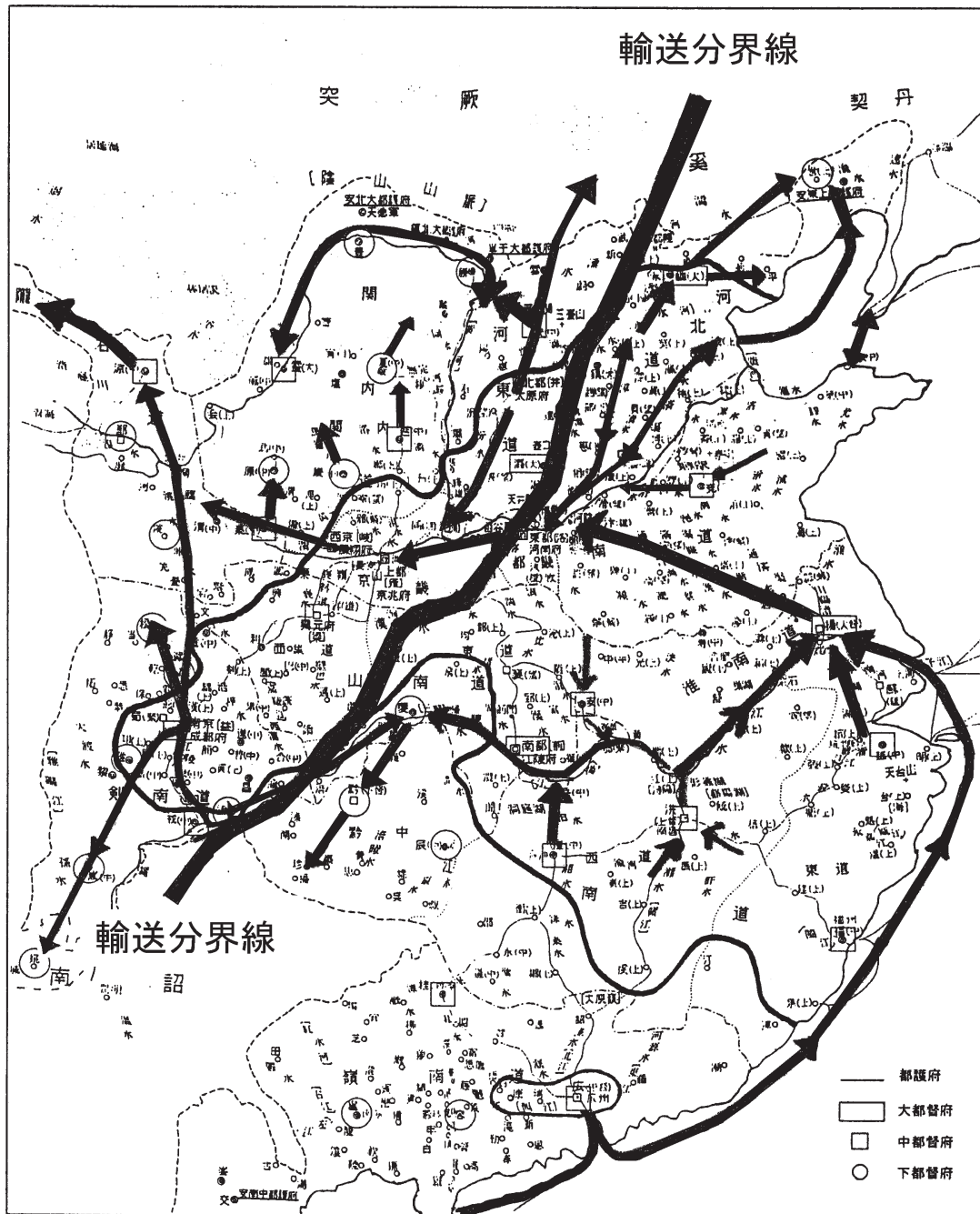


図3 唐代輸送分界線

司農寺条に、「毎年米百万石を東都洛陽から西京長安へ転送し、官僚の俸禄とし、また諸官司に供給した（毎歳自都轉米一百万石、以禄百官及供諸司）」とあって、律令法の規定次元では、毎年百万石の穀物の転送が規定されていた。これが確実に実施されなかったことは明らかであり、両都間の物流調整が財務運営の最重要課題になっていた（後述）。



#### (四) 都督府を中継・貯備拠点とする収取と分配

唐代律令制下の財政的物流を観察してみると、都督府が大きな役割を果たしていたことがわかる。すでに見たように、広州都督府・揚州大都督府・幽州大都督府などが物流の中継・貯備拠点として、その要の役割を果たしていたのである。

『唐書』卷四九百官志下の記述によれば、「都督は諸州の兵馬・甲械・城隍・鎮戍・糧稟を監督し、都督府の政務を総括する（都督掌督諸州兵馬・甲械・城隍・鎮戍・糧稟，總判府事）」とあり，軍事・警察拠点と軍糧の貯備に関する役割に言及するのみで，特段に財政的物流の拠点としての役割を指示してはいない。都督府の組織も表5に見るように，州県の組織と基本的に同一である。

表5 唐代大都督府組織（『大唐六典』卷30）

都督	1人	従二品	士曹参軍事	1人	正七品下
長史	1人	従三品	府	4人	—
司馬	2人	従四品下	史	8人	—
録事参軍事	2人	正七品上	参軍事	5人	正八品下
録事	2人	従九品上	執刀	15人	—
史	4人	—	典獄	16人	—
功曹参軍事	1人	正七品下	問事	10人	—
府	4人	—	白直	22人	—
史	6人	—	市令	1人	従九品上
倉曹参軍事	2人	正七品下	丞	1人	—
府	4人	—	佐	1人	—
史	8人	—	史	2人	—
戸曹参軍事	2人	正七品下	師	3人	—
府	5人	—	倉督	2人	—
史	10人	—	史	4人	—
帳史	1人	—	經学博士	1人	従八品上
兵曹参軍事	2人	正七品下	助教	2人	—
府	4人	—	学生	60人	—
史	8人	—	医学博士	1人	従八品下
法曹参軍事	1人	正七品下	助教	1人	—
府	4人	—	学生	15人	—
史	8人	—			

しかし大津透氏が復原した「儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符」をあらためて参照するならば，そこに中継拠点としての都督府の具体的な姿が浮びあがる。さらにその他の史料を参照すると，そこには軍事・物流拠点としてのみならず，帝国化の拠点としての都督府の存在が看取できる。以下に，都督府の役割を挙げてみよう。

第一は，都督府から都督府へ，さらに都督府から管轄下諸鎮戍へというように，都督府は，租調庸物等財物の流通・集配拠点となっている。上述した広州都督府・交州都督府の事例のほか，度支奏抄にはつぎのものがある。

- (1) 靈州都督府から安北都護府へ諸駅賜物の送付事例があり，これは供御財政の供軍化の事例でもある。（前掲註(6)大津④）
- (2) 秦州（中都督府）から原州（下都督府）への財物の移送と秦州（都督府）から管轄下長川鎮

の年間所要物の送付事例がある。(前掲註(6)大津⑤)

(3) 秦州(都督府)から秦州以西の路次の州県鎮戍への財物の輸送事例がある(前掲註(6)大津⑥)

第二は、鑄錢・流通拠点としての役割である。陳子昂は、劍南諸州で銅鉞を採掘し、それを益州都督府に送付して貨幣を鑄造し、この貨幣を松州・潘州都督府に送付して松潘諸軍経費に充当するとともに、荊・衡・沔・鄂の長江中流域諸州に送付して穀物を和糴し、神都洛陽の倉庫に貯備することを提案している。この提案が実行されたか否か不明であるが、すくなくともこのような提案を可能とする条件が存在していたことは明らかである。また『水部式』によれば、嶺南諸州の庸調物等を桂州・広州両都督府に送付するとともに、両都督府で鑄造された貨幣とあわせて、揚州都督府へ送付し、さらに東都へ転運することが規定されている。<sup>(14)</sup>

第三は、外民族からの朝貢・貢納の応接拠点としての役割である。たとえば『唐会要』卷二四諸侯入朝条に引く開元十四年(七二六)二月敕には「嶺南五府管内の武安・萬安等三二州は、朝集の対象地域としない。従前からの貢納物は、すべて都督府に託して貢進せよ(十四年二月敕、嶺南五府管内郡、武安萬安等三十二州、不在朝集之限。其承前貢物者、並附都府貢進)」とある。度支奏抄にも交州都督府から諸蕃に財物を支給することが見えている(前掲註(6)大津④)。このことは羈縻州管轄拠点であったこととも関連するであろう。

この点にかかわって、陳子昂は、則天武后につきのような上言を奉呈し、西南部辺境支配の実態を報告している。

(聖暦元年 六九八)四月三十日の勅書に、同昌軍を廃止せよとありました。これにより劍南道の百姓は、毎年五十万丁による軍糧輸送を免除されるのですから、まことに大いに息をふきかえすこととなります。しかしながら松州・茂州等の羌族の首長たちは、二十年来、この供軍財物を利益とし、自己の富を蓄積してきました。いま一旦廃止するとなれば、大きな利得を失うこととなります。必ずや未開地域の羌族を誘い出して、戒嚴状況を演出し、茂州・翼州等を恐怖に陥れ、もう一度国家に、軍隊を徴発して警備させようとするでしょう。もし松州・茂州等に勝れた都督がいなければ、この茶番は必ず実行されます。……(『陳伯玉集』卷八「上蜀川安危事」原文は前掲註(8)参照)。

こうして陳子昂は、軍糧輸送がもたらす百姓の困窮を救い、能力ある都督の選任に意を用いることを提案する。文中に出てくる松州・茂州・翼州は羈縻州管轄州であり、松州・茂州は下都督府である(表2「唐開元年間十道都督・都護府一覧」参照)。ここには、同昌軍への軍糧輸送に劍南道の百姓五十万丁が動員され、かれらが送達する供軍財政によって松州都督・茂州都督を拠点とする羌族への帝国支配が成立していたこと、また羌族首長層にも供軍財物がお裾分けされることによって帝国の辺境秩序が保たれていたことが具体的に記されている。

第四は、流刑者の集結・配分拠点としての役割である。天聖令獄官令不行唐令によれば、①諸州からの流刑者は、涼州都督府に集結させられたのち、西州・伊州へ送るべきこと、②江北からの流刑者は、桂・広両都督府に集結させられたのち、嶺南へ送付すべきこと、③劍南以外の諸州からの流刑者は、益州大都督府に集結させられたのち、南寧以南・嵩州境界へ送るべきことを規定している。<sup>(16)</sup>流刑者の集結・配分拠点としての都督府の役割は、財物の中継・分配拠点としての役割に対

応する。すなわち人と物と銭の集配拠点として、都督府は存在したのである。まだ確証は得られないが、おそらくは、正役・雑徭の配分・集結拠点でもあったはずである。

都督府は、管轄下の鎮戍組織をつうじて軍事・警察拠点を形成するとともに、財政的物流の結節点、集配拠点をも構築した。唐王朝は、軍事拠点である都督府を結節点とする供軍財政の編成を通じて、軍事的対外拡張傾向、すなわち帝国化を推進したのである。唐王朝は、あらたに獲得した領地や従属してきた諸民族の居住領域に都督府を設置し、占領地支配および羈縻州支配をおこなった。『唐書』卷四三地理志下「羈縻州」序文は、唐代前期を中心とする都督府・羈縻州について、つぎのように総括している。

唐が興ったとき、四方の蛮夷にかかずらう余裕はまったくなかった。太宗が突厥を平定して以後、西北の蕃国や蛮夷が少しずつ内属するようになった。そこで部族ごとに州県を設置し、その大規模なものを都督府とし、その首長を都督や州刺史に任命し、皆な世襲させた。かれらは、多くの場合貢賦（貢献物・庸調物）・版籍（戸籍・地図）を戸部尚書に上程・送付しなかったが、国家の教化が及ぶ範囲の辺州都督府・都護府の支配領域については、皆な令式に記述されている。……突厥族・回紇族・党項族・吐谷渾族で、関内道に隸属するものは、二九都督府、九十州である。突厥族の別部族、及び奚族・契丹族・靺鞨族・投降したソグド族・高麗族で、河北道に隸属するものは、十四都督府、四六州である。突厥族・回紇族・党項族、吐谷渾族の別部族、及び龜茲・于闐・焉耆・疏勒、河西に内属するソグド諸族、西域十六国など、隴右道に隸属するものは、五一都督府、一九八州である。羌族・蛮族で劍南道に隸属するものは、二六一州である。蛮族のうち江南道に隸属するものは五一州、嶺南道に隸属するものは九二州である。さらに党項族の二四州があるが、どこに隸属しているか不明である。およそ都督府・州の総計八五六、号して羈縻という（唐興、初未暇於四夷、自太宗平突厥、西北諸蕃及蠻夷稍稍内屬、即其部落列置州縣。其大者為都督府、以其首領為都督・刺史、皆得世襲。雖貢賦版籍、多不上戸部、然聲教所暨、皆邊州都督、都護所領、著于令式。……突厥・回紇・党項・吐谷渾隸關内道者、為府二十九、州九十。突厥之別部及奚・契丹・靺鞨・降胡・高麗隸河北者、為府十四、州四十六。突厥・回紇・党項・吐谷渾之別部及龜茲・于闐・焉耆・疏勒、河西内屬諸胡・西域十六國隸隴右者、為府五十一、州百九十八。羌・蠻隸劍南者、為州二百六十一。蠻隸江南者、為州五十一、隸嶺南者、為州九十二。又有党項州二十四、不知其隸屬。大凡府州八百五十六、號為羈縻云）。

仔細に検討すれば、問題の多い記述ではあるが〔劉統一九九八〕、この概括的文章は、唐代前期の外部諸民族が都督府・州刺史体制を構築して隣接する道に隸属するという、唐と外部諸民族との間の政治的従属関係の全体像を示している。<sup>(17)</sup>それは都督府を結節点とする帝国内部の軍事的財務編成の外部領域への展開であり、都督府こそ帝国化の内的かつ外的拠点をなすものであった。

### ③……………開元二五年の財政転換—全国的物流編成の構造転換と帝国の解体

#### (一) 開元二一年・二二年の裴耀卿の漕運改革

都督府を拠点とする財政的物流の編成と帝国化は、開元二五年（七三七）を決定的な転折点として解体にむかう。そのことを確認する前に、その先蹤となった漕運改革から分析を始めることにしよう。市場交易を排除することを原則とした唐代律令制下の財政的物流は、輸送労働として膨大な正丁を動員した。それは、全正丁の半数を占める四〇〇万丁に及んだ。陳子昂は、劍南道諸州から道内の松州・潘州等の軍屯へ毎年七万石の軍糧を輸送するために十六万夫の雑徭を動員し、また同昌軍への軍糧輸送に五十万人の正丁を動員したと述べている<sup>(18)</sup>。劍南道内の一部軍屯への輸送労働に五十万人以上の正丁を動員したのであるから、全体で四〇〇万丁が動員されたのも無理はない。この正役の半数を占める輸送労働の解体が開元二一年・二二年を転機として本格化する。

開元二一年（七三三）、京兆尹裴耀卿は、雨水による災害で首都長安の穀物価格が上昇したのに対し、長安周辺の穀物備蓄を促すために、つぎのような財政的物流の改革を提案した。

第一は、洛陽・長安間の漕運改革をおこなって洛陽から長安に入る穀物量を増大し、二・三年の貯備を確立することである。これには約四〇〇万人の輸丁から、毎丁錢一五〇文を納付させ、一〇〇文（総計四〇万貫）を陝州・洛州間の運送費に使用し、五〇文（総計二〇万貫）を司農寺・河南府・陝州等の倉窖の建造費等に充当すること、および洛陽・陝州間の陸運を黄河水運に転換することが提案された。すなわちそれは、正役を取崩して総計六〇万貫に及ぶ新税を徴収し、あらたな租米輸送方式と穀物蓄積の増大とを図る提案である。それは、正丁の正役による税物輸送原則の解体を進めるものであった。

第二は、江淮地域の租米を洛陽へ、さらには長安へ輸送するための水運改革であり、第一の提案と合わせて、江南から大運河・黄河・渭水とつづく水運の要所に転運倉を設置し、長安へいたる財政的物流の安定的運営と運送費用の大幅な削減を提案するものである<sup>(19)</sup>。

玄宗は、裴耀卿を転運都使に任じてこの提案を実行に移し、三年間で七百万石を漕運し、あわせて運送費三〇万貫を削減した。この漕運自体は裴耀卿の退任後廃止されてしまうが、かれの構想は、その後の江淮からの財政的物流の基盤を構築した。東南江淮地域からの財政物資の中央化は、安史の乱後、代宗廣徳二年（七六四）に、劉晏の漕運改革によって再建され、唐代後半期の財政的物流を確立した。このときの改革は、巡院・縁水倉の設置と軍兵による遞運方式の採用であり〔高橋継男一九七二、一九七三〕、原理的にいえば裴耀卿の漕運改革が先蹤となったのである。

約八〇〇万人におよぶ正役労働の半数四〇〇万人を占めた輸送労働の一定部分を臨時の輸送目的税にきりかえたこの提案は、やがて輸送労働の正役輸丁から雇用労働（和雇送達）への転換<sup>(20)</sup>、さらには市場流通（商人請負）との連動へと導く大きな転換点となった。この時期を前後して西北辺境・河西回廊では客商による財物輸送が展開し〔荒川正晴一九九二、二〇〇〇〕、官運が維持された北辺でも官健（職業兵士）による送達方式が採用されるようになる〔丸橋充拓 二〇〇六〕。このことは、「僦勾隨便糶輸」禁止原則の解禁、および市場を介在させた財政的物流の導入開始を意味する。開

元年間をつうじて、大量の正役労働が庸物納入へ全面転換したこと、すなわち正役の解体が進行した背景には、開元二一年の漕運改革を契機として、税物輸送労働を正役から兵士・雇用労働に転換したことが大きく作用したと考えられる。

## (二) 開元二五年の行財政転換

開元二一年の漕運改革が進行していた開元二三年（七三五）には、天下泰平を口実とする行財政改革によって、六〇万項目におよぶ財政の削減が実施された。とりわけ色役二二万人が削減され、百姓が負担する徭役が大幅に縮小された〔渡辺二〇〇八〕。こうして迎えるのが開元二五年の行財政転換である。

その第一は、関中和糶法の成立である。陳寅恪・丸橋充拓両氏が解明したように、この年、関中・洛陽周辺での農民からの軍糧買い付けが始まり、それは唐代後半期にまで継承される〔陳一九七一、丸橋二〇〇六〕。その導入の経緯を『資治通鑑』巻二一四開元二五年条によって確認しておこう。

そのかみ西北辺の数十州にはおおむね重兵が宿営しており、地租や営田収入ではまったく維持できなかったのが、始めて和糶法を用いることになった。彭果なるものが牛仙客を介して献策し、和糶法を関中でも実施することを提案した。九月一七日、敕があり、豊作で穀物価格が低下すると農民を苦しめるので、時価の二・三割増しの価格を設定し、東西兩畿内において各おの数百万斛の穀物を買付けさせ、今年の江淮地域からの租米漕運を停止せよと命じた。これ以来、関中の蓄積は充実し、皇帝は（食にありつくために）二度と東都へ行幸することはなくなった。二二日、敕があり、含嘉倉・太原倉へ輸送すべき河南・河北地域の租米を、皆な本州に留めさせた（先是、西北邊數十州多宿重兵，地租營田皆不以贍，始用和糶之法。有彭果者，因牛仙客獻策，請行糶法於關中。（九月）戊子，敕以歲稔穀賤傷農，命增時價什二三，和糶東西畿粟各數百萬斛，停今年江淮所運租。自是關中蓄積羨溢，車駕不復幸東都矣。癸巳，敕河南北租應輸含嘉太原倉者，皆留輸本州）。

関中和糶法が財政的物流にもたらした大転換は、計り知れないものがある。

第一に穀物分野だけであるが、それぞれ数百万石の穀物を畿内周辺地域で調達することによって、兩畿内部で供御財政が自立したこと、第二にすでに実施されていた西北辺境における和糶と連動して関中以西の物流圏の自立傾向が高まったことである。第三にこれにより江淮地域からの租米漕運が停止され、江淮地域に穀物が貯備される傾向が強くなったこと、第四に河南・河北道の租穀を本州にとどめて供御を停止したことにより、江淮・河南・河北地域の蓄積増加と自立化の傾向が高まったことである。これらのことどもは、関中以西の物流圏と洛陽以東の物流圏との二大物流圏の自立化と供御財政の構造転換が開始されたことを意味する。それは、安史の乱の財政的前提をなすものであった。

この傾向は、穀物分野だけでなく、調庸などの反物分野にもすでに現れていた。『通典』卷六食貨六賦税下に引く開元二五年三月敕は、こう述べている。

関中諸州の庸調・資課は、皆な時価によって穀物と交易し、長安に輸送して、重点的に支出するがよい。遠距離で運送しがたい場合は、その土地に貯備し、最寄の軍隊の軍糧に充当するが

よい。河南・河北地域の水運の通じない地域は、租を絹に替えて納入し、関中の庸調・資課に代替するがよい（關内諸州庸調資課，並宜准時價變粟取米，送至京，逐要支用。其路遠處不可運送者，宜所在收貯，便充隨近軍糧。其河南・河北有不通水利，宜折租造絹，以代關中調課）。ここでは、関中の庸調・資課を交易によって穀物に変換し、供御財政と供軍財政を関中圏内部で完結させること、さらにこれによって足りなくなる関中からの反物を河南北道の租穀の一部を絹に替えて納入させ、穴埋めさせたのである。また反物分野での連携は、形をかえて継続するものの、穀物分野を中心に関中圏と河南北圏・江淮圏の自給化傾向が高まり、財政的物流の領域での帝国の分断化が進行したことが分かる。

財政的物流の転換は、軍制の転換と時期を同じくして進行した。開元二五年には、百姓からの防人・兵募の徴兵制が廃止され、官健（募兵）制が本格的に開始された。すでに開元十年には府兵の京師上番制が廃止され、南衙禁軍の募兵化が進行していた。防人・兵募の徴兵制廃止は、府兵の上番制廃止につぐ兵制改革であり、府兵・防人・兵募によって構成される唐前期軍制の最終解体と養兵経費の増大とをもたらすものであり、経費構造の転換を余儀なくするものであった〔渡辺一九八八、二〇〇三〕。それは、正役の庸物への転換による経費確保を推進するものであり、『通典』卷六賦税下に記す天宝年中「天下計帳」に基づく収入見積りは、課丁八二〇余万からの租庸調・税錢・地稅收取を算定基礎としており、正役（雜徭）をすべて庸物に換算している<sup>(21)</sup>。四〇〇万に及ぶ輸丁は、ここで次第に姿を消し、兵士・商人を担い手とする財物輸送へと大きく転換したとみてよい。すなわち市場取引を排除し、正丁を輸送労働力とし、生産地から消費地まで直接的に財物を送付する物流形態は、府兵・防人制の解体とともに最終的局面を迎えたのである。

関中和糴法が施行された同じ開元二五年九月一日、新定令格式及び事類一三〇卷、すなわち開元二五年令が天下に発布された（「上命李林甫・牛仙客與法官，刪修律令格式成。九月，壬申，頒行之」『資治通鑑』卷二一四）。しかしこのとき、そこに記されていた軍制ならびに財務運営は、すでに大きく変質し始めていたのである。

開元二五年の関中和糴法の成立と雇用労働・兵士・商人の輸送隊編成による物流編成への転換は、正丁徭役の必要性を根柢から切り崩し、租調役体制から租庸調体制への再編を促進し、財政のオイコスの本質を解体した。これは、漢の武帝期に成立した均輸平準法以来の財政的物流を最終的に解体したことを意味する。

さらに開元二五年の百姓からの徴兵制廃止と官健制の実施は、前四世紀半ばに実施された商鞅変法以来の兵農一致体制の最終的解体であり、中国古代国家の本質的解体であるが〔渡辺一九八六、二〇〇三〕、一方で辺境地域の節度使体制による帝国体制の確立をもたらした。しかし関中和糴法の成立は、一方で穀物分野を中心に関中圏と河南北圏・江淮圏の内部領域での自給化傾向を高め、財政的物流の領域での帝国内部領域の分断化を進める。この帝国内部領域の分断化傾向は、まもなく勃発する安史の乱によってさらに加速する。それは、辺境節度使体制の内部領域への浸透をもたらし、軍事面での帝国の分断化を決定的なものにした。節度使の内地化は、内部領域の周辺化であり、中心—周辺構造の解体、すなわち唐帝国の解体を意味する。

## おわりに

最後に、中国古代国家による全収取物の直接的掌握とその再分配制度の成立・展開過程についてふりかえり、その中に唐代前期律令制下の財務運営の特質を位置づけ、その歴史的帰結を概観することしよう。

漢代においては、租税として収取された財物は基本的に地方郡国に蓄積された。中央政府・大司農は、各郡国の人口数に一人当たり六三銭を乗じて算出した銭額相当の財物を献費（賦）として貢納させ、この財物によって中央経費を編成した。中央政府・大司農は、各郡国に蓄積されている財物を帳簿上把握してはいたが、地方郡国における貯備をすべて直接的に再配分するまでには至っていなかった。ただ臨時に中央で財政需要が生じたときには、大司農は、中央—郡国間の垂直輸送を指令し、これを委輸と呼んだ。また辺郡の軍事費を中心に財政需要が生じたさいには、内郡—辺郡間の平行輸送を指令し、辺境軍事経費を構成し、これを調均と呼んだ[渡辺一九八九]。献費（賦）・委輸・調均の輸送は、商人による輸送を排除し、百姓の徭役によっておこなわれた。大司農は、数十人の部丞を全国土に派遣し、いくつかの郡国を単位として均輸官を設置し、郡国からの輸送を監督させた。輸送にあたっては、生産地域から長安を中心とする目的地まで、その距離によって実質的に均等な輸送が可能になるように配慮された。また中央政府諸官府が必要とする財物を、賦として直接地方郡国から運ばせ、またその財物輸送から商人をしめだした。このことにより、財物の直接生産地域や財政需要のもっとも高い京師長安周辺での税物買付けによる物価高騰を防ぐことが可能になる。これが元封元年（前一〇）に始まる均輸平準法であり、国家的規模に組織化されたオイコスによる財務運営の成立である。

漢末三国期には、漢代以来の社会的慣行である賦斂が臨時の中央経費構成から経常的な中央経費の構成制度となり、戸調制が成立した[渡辺二〇〇一]。戸調制は、郡県次元では九等の戸等に応じて税物を収取するが、中央への貢納にあたっては、州郡の戸数に一戸あたり一律の税額を乗じて納入させるものであり、漢代同様、地方州郡における貯備をすべて中央政府が直接的に再配分するまでには至っていなかった。

大きな転換が現れたのは北魏である。五世紀半ばの献文帝期に「租輸三等九品の制」が施行され、百姓の戸等に応じて租穀を京師の穀倉、重要州の倉庫、本州の倉庫へ直接的に輸送させる制度がはじまった。さらにつづく北魏太和年間には、調外と呼ぶ地方経費が設定され、その中央管理がおこなわれるようになる。これにあわせて、均田・民調制度の開始により、収取額総体を国家の直接管理下に置くこととなった。

北魏にあつては、五世紀半ば以後、最大の戦線となった江淮辺境への兵士・軍糧供給と西北辺境への軍糧補給が課題となり、江淮辺境戦線では屯田・和糶を導入するとともに、黄河中流域の要所に物流拠点となる転運用倉庫（邸閣）を設置し、軍糧・武器を貯備して、必要に応じて各地に輸送するシステムを構築した。西北地域でも、太和七年（四八三）には薄骨律鎮将刁雍の提案によって、西北辺の薄骨律鎮・高平鎮・安定鎮・統万鎮四鎮の屯田穀物と河西からの穀物総計六十万石を軍糧として沃野鎮に送達する黄河水運がはじまり、孝明帝の神龜・正光年間には、三門都將薛欽の提案

によって開始された官僚会議のなかで、洛陽・関中間の水運改革と東方の河南北諸州水運との連動が提起された。こうして北魏にあっては、鎮戍の軍事組織を運営拠点とする財政的物流が全国的に編成されるようになる。しかしその計画は、北魏末の内乱によって頓挫した〔渡辺二〇〇二〕。

屯田・和糴による軍糧確保と都督鎮戍体制による財政的物流の編成の原型は、すでに北魏において形成されていたものであり、隋唐初期の天下再統一は、北魏期に形成された財政的物流と国家による全収取物の直接的掌握、および再分配制度を全国的規模でより組織的に再建したものである。それは、本稿で明らかにした内容であるから、ここでは贅言しない。

この財務運営は、開元二一年・二二年の漕運改革、開元二五年の関中和糴法の成立、百姓からの徴兵制停止によって、本質的転換をとげる。正丁の正役の大半を構成した租税輸送労働が不必要になることにより、正役の備物納入への転換、および養兵経費捻出を必然化し、帝国内部領域の物流圏の自立化傾向を高めた。それは、やがて雇用労働・官健・商人を媒介とする北宋期の財政的物流への転換を準備するとともに〔宮澤知之一九九八、一九九九、二〇〇二〕、帝国の解体を準備することとなった。すなわち、国家の財務運営次元でいえば、軍事的拡大傾向—帝国化こそが、租調役体制と帝国の解体をもたらし、両税法と専売制度、及び市場経済と連動する財政的物流への転換を準備したのである。

## 注

(1)——『唐會要』卷二四諸侯入朝条「〔開元〕十四年二月敕、嶺南五府管内郡、武安萬安等三十二州、不在朝集之限。其承前貢物者、並附都府貢進。十八年十一月敕、靈・勝・涼・相〔相字疑誤〕・代・黔・嶺・豐・洮・朔・蔚・嬌・檀・安東・疊・廓・蘭・鄯・甘・肅・瓜・沙・嵐・鹽・翼・戎・慎・威・西・牢・當・郎・茂・驩・安北・庭・單于・會・河・岷・扶・拓〔私案拓當作柘〕・安西・靜・悉・姚・雅・播・容・燕・順・忻・平・靈〔私案靈當作雲〕・臨・薊等五十九州、為邊州。揚・益・幽・滌・荆・秦・夏・卞〔私案卞當作汧〕・禮・廣・桂・安十二州為要州。都督刺史、並不在朝集之例」

(2)——『陳伯玉集』卷八「上軍國機要事」に「即日江南・淮南諸州租船數千艘、已至鞏洛、計有百餘萬斛、所司便勒往幽州、納充軍糧。其船夫多是客戶游手墮業無賴雜色人、發家來時、唯作入都資料。今已到京、又勒往幽州。幽州去此二千餘里、還又二千餘里。方寒冰凍、一無資糧、國家更無優恤、但切勒赴限。比聞、丁夫皆甚愁嘆。又諸州行綱、承前多僦向〔勾〕、至都糴納。今儻有此類、向滄瀛糴納、則山東米必二百已上、百姓必騷動」とある。

(3)——支度国用については、李錦繡（一九九五）第一編第一章「唐前期的財務行政」参照。また唐代前期の財物輸送の具体的な分析については、清木場東（一九九六）第三章「運輸法」・第四章「輸送手段と輸送費」を参照

されたい。清木場氏は、輸送の種類を財政運輸と軍事運輸とに大別し、さらに定期運輸と臨時運輸に区別している。

(4)——賦役令復原第二条（宋1、『通典』卷六賦稅下）に「諸課戶、每丁租粟二石。其調絹布、並隨鄉土所出、絹綿各二丈、布二丈五尺。輸絹綿者、兼調綿三兩。輸布者、麻三斤。其絹綿為疋、布為端、綿為屯、麻為緞。若當戶不成疋端屯緞者、皆隨近合成。並於絹綿布兩頭、各令戶人、具注州縣鄉里戶主姓名及某年月某色稅物。受訖、以本司本印印之。其調麻每年支料有餘、折一斤輸粟一斗、與租同受。其江南諸州租、並迴造納布」とあり、また賦役令復元第五条（宋2、『通典』卷六賦稅下）に「諸貯米處、折粟一斛、輸米六斗。其雜折皆隨土毛、準當鄉時價」とある。

(5)——『通典』卷六食貨六賦稅下に「其度支歲計、粟則二千五百餘萬石（三百萬、折充絹布、添入兩京庫。三百萬、迴充米豆、供尚食及諸司官廚等料、並入京倉。四百萬、江淮迴造米轉入京、充官祿及諸司糧料。五百萬、留當州官祿及遞糧。一千萬、諸道節度軍糧及貯備當州倉）。布絹綿則二千七百餘萬端屯疋（千三百萬、入西京、一百萬入東京。千三百萬、諸道兵賜及和糴、并遠小州便充官料郵驛等費）。錢則二百餘萬貫（百四十萬、諸道州官課料及市驛馬、六十餘萬添充諸軍州和糴軍糧）」とあ



る。

(6)——大津透氏復原「儀鳳三年(六七八)度支奏抄・四年金部旨符」(大津透二〇〇六)のなかから、本稿で用いた箇所をここに一括してあげておく。

①S' 8~9行 一 國廣二府受納諸州課稅者, [ ] 供用外, 並運送納東都, …

②H' 1~3行 一 交州都督府管内諸州, 有兵 [ ] 料, 請委交府, 便配以南諸州 [ ] 糧外, 受納運送入東都。

③H' 12~19行 一 庸調送納楊府轉運, [ ] 綱典部領, ……又准圖 [ ] 各依常限, 貯 [ ] □, 宜候春水得通船之後, 然 [ ] 冊長行圖圖圖圖

④H' 7~14行 一 擬報諸蕃等物, 並依色數圖□。其交州都督府報蕃物, 於當府圖 [ ] 圖用。所有破除見在, 每年申度支金部。其安北都護府諸驛賜物, 於靈州都督府給。單于大□護府諸驛賜物, 於朔州圖。並請准往例相知給付, 不得□ [ ]。

⑤F' 1~4行 (前欠) 勘預定, 秦州圖圖圖 [ ] 至秦州日, 即仰秦州, 准程以近□□□送納原州。其長川鎮一年所須, 亦□秦州官司量, 便即貯納。……

⑥E1~5行 [ ] □圖納涼州秦州者, 先盡 [ ] □並納配所, 其 [ ] 圖州已西路次州縣鎮戍□ [ ] □夫防援, 勿使失□, 如有損□ [ ] □所由官人節級

⑦A' 8~14行 一 每年伊州貯物參萬段, 瓜州貯物壹萬段, 劍南諸州庸調送至涼府日, 請委府司, 各准數差官圖部圖, 並給傳運往瓜伊二州, 仍令所在兵防人夫等防援。□任夫□發遣訖, 仰頭色數具申所司。其伊瓜等州准數受納, 破用見在, 年終申金部度支。

(7)——『旧唐書』卷三七五行志に「(開元十四年)七月十四日, 泗水暴漲, 流入洛漕, 漂沒諸州租船數百艘, 溺死者甚衆, 漂失楊・壽・光・和・廬(淮南道)・杭(江南道)・棣(河北道)租米一十七萬二千八百九十六石, 并錢絹雜物等。……七月甲子, ……滄州大風, 海運船沒者十一二, 失平盧軍糧五千餘石, 舟人皆死。……(開元)十八年六月乙丑, 東都泗水暴漲, 漂損揚・楚(淮南道)・淄(河南道)・德(河北道)等州租船」とある。

(8)——『陳伯玉集』卷八「上蜀中軍事」に「臣伏見, 劍南諸州, 緣通軌軍屯在松潘等州, 千里運糧, 百姓困弊。臣不自恤, 竊為國家惜之。伏以, 國家富有巴蜀, 是天府之藏。自隴右及河西諸州, 軍國所資, 郵驛所給, 商旅莫不皆取於蜀。又京都府庫, 歲月珍貢, 尚在其外。此誠蜀國之珍府。今邊郡主將, 乃通軌一軍, 徭役弊之。使百姓貧窮, 國用不贍。河西隴右, 資給亦減。臣伏惟, 松潘諸

軍, 自屯鎮已來, 於今相繼百十餘年。竟未聞盜賊大侵, 而有尺寸之效。今國家甘心竭力以事之。臣不知其故。伏惟念惜, 臣聞, 上有聖君, 下得直言。賤臣敢越一條次, 冒昧以奏。臣在蜀時, 見相傳云, 聞松潘等州屯軍, 數不逾萬, 計糧給餉, 年則不過七萬餘碩, 可盈足邊郡。主將不審支度, 乃每歲向役十六萬夫。夫擔糧輸送, 一斗之米, 價錢四百。使百姓老弱, 未得其所。比年以來, 多以逃亡。臣伏以吐蕃, 陛下未忍即滅。松潘屯兵, 未可廢散。若准此賦斂, 每年以十六萬夫運糧。臣恐更三年, 吐蕃未殄滅, 劍南百姓, 不堪此役。愚臣恐非聖母神皇帝制敵安人, 富國彊兵之神者也。愚臣竊見, 蜀中耆老平議, 劍南諸州, 比來以夫運糧者, 且一切並停。請為九等稅錢, 以市驛馬, 差州縣富戶, 各為屯主, 稅錢者以充脚價。各次第四番運輦。不用一年夫運之費, 可得數年軍食盈足。比於常運, 減省二十餘倍。蜀川百姓, 永得休息, 通軌軍人, 保安邊鎮。京臺府庫, 河西軍馬, 得利供輸其資」とあり, また『陳伯玉集』卷八「上蜀川安危事」に「臣伏見四月三十日勅, 廢同昌軍。蜀川百姓, 每見免五十萬丁運糧, 實大蘇息。然松茂等州諸羌首領, 二十年來, 利得此軍財帛糧餉, 以富己潤屋。今一旦停廢, 失其大利。必是勾引生羌, 詐作警聞, 以恐動茂翼等州, 復使國家, 徵兵鎮守。若松茂等州, 無好都督, 則此詐必行。且夕警聞, 必有發者, 一發已後, 警動蜀州。……聖曆元年(六九八)五月十四日通直郎行右拾遺陳子昂狀」とある。

(9)——『水部式』殘卷(P.2507)に「滄・瀛・貝・莫・登・萊・海・泗・魏・德等十州, 共差水手五千四百人。三千四百人海運, 二千人平河。……」とある。

(10)——『水部式』殘卷(P.2507)に「安東都里鎮防人糧, 令萊州, 召取當州經渡海得勳人, 諳知風水者。置海師貳人・拖師肆人, 隸蓬萊鎮, 令候風調海晏, 併運鎮糧。同京上勳官例, 年滿聽選」とある。

(11)——『大唐六典』卷三戸部尚書条に「河南・河北・河東・關内等四道諸州運租庸雜物等脚, 每駄一百斤, 一百里, 一百文。……黄河及洛水河, 并從幽州, 運至平州, 上水十六文, 下水六文。……從澧・荆等州至揚州, 四文。……其用小船處, 并運向播・黔等州, 及涉海, 各任本州量定」とある。

(12)——すべてではないが, 西北水運のための水手の徵發地域は特定されていた。『水部式』殘卷(P.2507)に「勝州轉運水手一百廿人, 均出晋・絳兩州, 取勳官充。不足兼取白丁, 並二年与替……」とあり, 勝州轉運水手には, 晋・絳兩州の勳官が用いられた。

(13)——前掲註(11)『大唐六典』卷三戸部尚書条参照。

(14)——『陳伯玉集』卷八「上益國事」に「臣聞, 古者

富國彊兵，未嘗不用山澤之利。臣伏見，西戎未滅，兵鎮用廣。內少資儲，外勤轉餉。山澤之利，伏而未通。臣愚不識大體。伏見，劍南諸山，多有銅鐵。採之鑄錢，可以富國。今諸山皆閉，官無採銅。軍國資用，惟斂下人。乃使公府虛竭，私室貧弊，而天地珍藏，委廢不用。以臣所見，請依舊式，盡令劍南諸州，准前採銅，於益府鑄錢。其松潘諸軍所須用度，皆取以資給。用有餘者，然後使綠江諸州通運，散納荊衡沔鄂諸州。每歲便以和糴，令漕運委神都大倉。此皆順流乘便，無所勞擾。外得以事西山諸軍，內得以實中都倉廩。蜀之百姓，免於賦斂。軍國大利，公私所切要者。非神皇大聖，誰能用之。管仲云，聖人用無窮之府，蓋言此也」とある。

(15)——『水部式』殘卷(P.2507)に「桂廣二府鑄錢，及嶺南諸州庸調并和市折租等物，遞至揚州訖，令揚州差綱部領送都。應須運脚，於所送物內取充」とある。

(16)——天聖令獄官令不行唐令(第5條)に「諸流移人，州斷訖，應申請配者，皆專使送省司。……專使部領，送達配所。若配西州・伊州者，並送涼州都督府。江北人配嶺以南者，送付桂・広二都督府。其非劍南諸州人，而配南寧以南及州界者，皆送付益州大都督府，取領即還。……」とある(天一閣博物館二〇〇六)。

(17)——唐代の外民族に対する都督府・羈縻州支配については，劉統(一九九八)が全体的な考察をおこなっており，有益である。

(18)——前掲註(8)『陳伯玉集』参照。

(19)——『通典』卷一〇食貨一〇漕運に「至(開元)二十一年(七三三)，耀卿為京兆尹，京師雨水害稼，穀價踴貴。耀卿奏曰，……臣以國家帝業本在京師，萬國朝宗，百代不易之所。但為秦中地狹，收粟不多，儻遇水旱，便即匱乏。往者貞觀永徽之際，祿廩數少，每年轉運，不過一二十萬石，所用便足，以此車駕久得安居。今昇平日久，國用漸廣，每年陝洛漕運，數倍於前，支猶不給。陛下數幸東都，以就貯積，為國大計，不憚劬勞，皆為憂人而行，豈是故欲來往。若能更廣陝運支入京，倉廩常有二三年糧，即無憂水旱。今日天下輸丁約有四百萬人，每丁支出錢百文，充陝洛運脚，五十文充營管等用，貯納司農及河南府陝州，以充其費。租米則各隨遠近，任自出脚送納。東都至陝，河路艱險，既用陸脚，無由廣致。若能開通河漕，變陸為水，則所支有餘，動盈萬計。且江南租船，所在候水，始敢進發。吳人不便河漕，由是所在停留，日月既淹，遂生隱盜。臣請於河口置一倉，納江東租米，便放船迴。從河口即分入河洛，官自置船載運。河運者至三門之東，置一倉。既屬水險，即於河岸傍山車運十數里。至三門之西，又置一倉。每運至倉，即般下貯納。水通即運，水細

便止。漸至太原倉，泝河入渭，更無停留，所省巨萬。臣常任濟定冀等三州刺史，詢訪故事，前漢都關內，年月稍久，及隋亦在京師，綠河皆有舊倉，所以國用常贍。若依此行用，利便實深。上大悅，尋以耀卿為黃門侍郎同中書門下平章事，敕鄭州刺史及河南少尹蕭瑒，自江淮至京以來，檢古倉節級貯納。仍以耀卿為轉運都使。於是始置河陰縣及河陰倉，河清縣置柏崖倉，三門東置集津倉，三門西置三門倉。開三門北山十八里，陸行以避湍險。自江淮西北泝鴻溝，悉納河陰倉。自河陰候水調浮，漕送含嘉倉，又取曉習河水者，遞送納於太原倉，所謂北運也。自太原倉浮渭以實關中。凡三年，運七百萬石，省脚三十萬貫。耀卿罷相後，綠邊運險澀，頗有欺隱，議者又言其不便，事又停廢」とある。

(20)——『大唐六典』卷三戸部尚書倉部郎中條に「凡都之東，租納於都之含嘉倉。自含嘉倉，轉運以實京之太倉。自洛至陝，運於陸。自陝至京，運於水。量其通運節制，置使以監充之(陸路從洛至陝，分別量計十五文，付運使，於從路分為之遞。應須車牛，任使司，量運多少，召雇情願者充。以十月起運，盡歲止)」とある。洛陽・陝州間を陸運で送達するとあるから，裴耀卿の漕運改革と異なる時期のものである。改革前か後かについては確言できないが，必要な車牛については，志願者を雇いあげる和雇送達方式がとられている。

(21)——『通典』卷六食貨六賦稅下に「按天寶中天下計帳，戸約有八百九十餘萬。其稅錢約得二百餘萬貫(大約高等少，下等多，今一例為八等以下戸計之。其八等戸所稅四百五十二，九等戸則二百二十二。今通以二百五十為率。自七載至十四載六七年間，與此大數，或多或少加減不同，所以言約，他皆類此)。其地稅約得千二百四十餘萬石(兩漢每戸所墾田不過七十畝，今亦准此約計數)。課丁八百二十餘萬。其庸調輸租等，約出絲綿郡縣，計三百七十餘萬丁，庸調輸租約七百四十餘萬疋(每丁計兩疋)。綿則百八十五萬餘屯(每丁三兩，六兩為屯，則兩丁合成一屯)。租粟則七百四十餘萬石(每丁兩石)。約出布郡縣，計四百五十餘萬丁，庸調輸布約千三十五萬餘端(每丁兩端一丈五尺，十丁則二十三端也)。其租，約百九十餘萬丁，江南郡縣。折納布約五百七十餘萬端(大約八等以下戸計之，八等折租，每丁三端一丈，九等則二端二丈，今通以三端為率)。二百六十餘萬丁，江北郡縣，納粟約五百二十餘萬石。大凡都計租稅庸調，每歲錢粟絹綿布約得五千二百三十餘萬端疋屯貫石。諸色資課及句剝所獲，不在其中(據天寶中度支每歲所入端屯疋貫石都五千七百餘萬。計稅錢・地稅・庸調折租得五千三百四十餘萬端疋屯，其資課及句剝奪等，當合得四百七十餘萬)」とある。

## 主要参考文献

- 荒川正晴 1992 「唐の対西域布帛輸送と客商の活動について」『東洋学報』第七二卷第三・四号
- 荒川正晴 2000 「唐朝の交通システム」『大阪大学大学院文学研究科紀要』第四〇卷
- 青山定雄 1963 「唐代の水路工事」『唐代の交通と地誌地図の研究』吉川弘文館
- 大津 透 2006 『日唐律令制の財政構造』岩波書店
- 菊池英夫 1956 「唐代兵募の性格と名称とについて」『史淵』六七・六八合併号
- 菊池秀夫 1961 「節度使制確立以前における『軍』制度の展開」『東洋学報』第四四卷第二号，同続編『東洋学報』第四五卷第一号
- 菊池英夫 1976 「唐賦役令庸調物条再考」『史朋』第四号
- 菊池英夫 1995 「唐賦役令庸調物条に関する一試論」『鈴木俊先生古稀紀念東洋史論叢』山川出版社
- 清木場東 1996 『唐代財政史研究（運輸編）』九州大学出版会
- 清木場東 1997 『帝賜の構造』中国書店
- 氣賀沢保規 1999 『府兵制の研究』同朋舎
- 康 樂 1979 『唐代前期の辺防』台湾大学文史叢刊之五十一
- 高橋継男 1972 「劉晏の巡院設置について」『集刊東洋学』第二八号
- 高橋継男 1973 「唐後半期に於ける度支使・塩鉄転運使系巡院の設置について」『集刊東洋学』第三〇号
- 陳 寅恪 1971 『隋唐制度淵源略論稿』（一九四〇年原刊）『陳寅恪先生論集』中央研究院歷史語言研究所特刊之三
- 陳 明光 1991 『唐代財政史新編』中国財政経済出版社
- 天一閣博物館 2006 『天一閣明鈔本天聖令校証 附唐令復原研究』中華書局
- 礪波 護 1980 「隋唐の太倉と含嘉倉」『東方学報』第五二冊
- 丸橋充拓 2006 『唐代北辺財政の研究』岩波書店
- 宮澤知之 1998 『宋代中国の国家と財政——財政・市場・貨幣』創文社
- 宮澤知之 1999 「中国専制国家財政の展開」（『岩波講座世界歴史』九
- 宮澤知之 2002 「中国専制国家の財政と物流——宋明の比較」（第一回中国史学国際会議研究報告集『中国の歴史世界——統合のシステムと多元的發展』東京都立大学出版会
- 村井恭子 2006 「唐代東北海運和海運使」黎虎博士古稀紀念『中国古代史論叢』世界知識出版社
- 村井恭子 2007 「唐代辺境防衛城市幽州」井上徹・楊振紅編『中日学者論中国古代城市社会』三秦出版社
- 洛陽市博物館・河南省博物館 1972 「洛陽隋唐含嘉倉的発掘」『文物』一九七二年三期
- 洛陽市文物工作隊 1992 「洛陽含嘉倉一九八八年発掘簡報」『文物』一九九二年三期
- 李 錦繡 1995 『唐代財政史稿』（上卷）北京大学出版社
- 李 青 2007 「二〇世紀以来唐代都督府研究綜述」『中国史研究動態』二〇〇七年第五期
- 劉 統 1998 『唐代羈縻府州研究』西北大学出版社
- 渡辺信一郎 1986 『中国古代社会論』青木書店
- 渡辺信一郎 1988 「唐代後半期の中央財政——戸部財政を中心に」『京都府立大学学術報告』（人文）第四〇号
- 渡辺信一郎 1989 「漢代の財政運営と国家的物流」（『京都府立大学学術報告』（人文）第四一号
- 渡辺信一郎 1996 『天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼』柏書房
- 渡辺信一郎 2001 「戸調制の成立——賦斂から戸調へ」『東洋史研究』第六〇卷第三号
- 渡辺信一郎 2002 「北魏の財政構造——孝文帝・宣武帝期の経費構造を中心に」（平成十一年度～平成十四年度科学研究費補助金研究成果報告書『北朝財政史の研究——『魏書』食貨志を中心に』
- 渡辺信一郎 2003 『中国古代の王権と天下秩序』校倉書房
- 渡辺信一郎 2003 「唐代前期における農民の軍役負担」『京都府立大学学術報告』人文・社会第五五号
- 渡辺信一郎 2005 「北宋天聖令による唐開元二十五年賦役令の復原並びに訳注（未定稿）」『京都府立大学学術報告』人文・社会第五七号
- 渡辺信一郎 2008 「唐前期賦役制度の再検討」『唐代史研究』第十一号

（京都府立大学文学部，国立歴史民俗博物館共同研究員）

（2008年9月30日受理，2009年2月2日審査終了）

## **Financial Distribution and Structure of the Empire Under the Early Tang Code**

WATANABE Shin'ichiro

Under the military system of the early Tang period, there were two types of regular troops. One comprised militia units of military prefectures comprising professional soldiers and the other the border guards in each prefecture. The military system had a unique central-peripheral structure. On the one hand there was a central garrisoned army formed by conscripting professional soldiers from the military prefectures, and on the other there were commanderies formed by adjoining prefectures made up of border guards and soldiers who were peasants conscripted from each prefecture, as well as armies that defended border regions. Under this system, soldiers and the supply and transportation of military supplies were vital for the two capitals that formed the center and the border regions that formed the periphery.

In the early Tang dynasty, this was achieved by the redistribution of grain taxes and corvee labor derived from the surplus produce and surplus labor of peasants by 1) supplying the capitals (payment to the center), 2) payment to the prefecture, and 3) outside distribution (payment to other prefectures and border regions). The office of high officials in the Ministry of Revenue served as a central headquarters and these grain taxes and labor were gathered and distributed by the 40 commanderies located throughout the kingdom under a system of independent financial management and the distribution of financial resources. Money and goods produced in a prefecture were sent directly to a specific place where there was demand by mobilizing a government-led work force from the prefecture as transportation labor. As a rule, this was achieved without recourse to markets. Under this financial management, collection and redistribution were synchronized and labor for transportation was made possible by mobilizing four million able-bodied men, which was half the total population.

Financial management underwent substantive change as a result of reforms to the transport office in 733, the establishment of the system of local procuring grain in Guanzhong and the end of the system of conscripting peasants in 737. Because the workers who transported taxes, who comprised the majority of the government-led work force, were no longer needed, there was a shift to the collection of goods such as cloth and rice in lieu of labor, and it became necessary to generate funds to feed the soldiers and independent distribution zones appeared in territories within

---

---

the kingdom.

This eventually prepared the way for the shift to financial distribution in the Northern Song period that went through employed labor, officials and merchants and also set the stage for the demise of the empire. In other words, it was precisely military expansion and the formation of the empire that brought about the demise of the grain-material-labor tax system and the empire.

Key words: financial distribution, empire, state finances, military finances, *oikos*